

婦人と年少者

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可 昭和三十年一月五日発行 第三卷 第一号



20

特集各国の社会保障の紹介

婦人少年協会



《時計にいとむ》 服部時計店工場精工舎

賀正 1955

謹賀新年 * 1955年1月

本会会長 平林たい子 東京都中野区江古田四ノ二五五四 電話・中野四 五三二二	本会副会長・立教大学教授 藤本喜八 東京都中野区寛ノ宮一ノ五八	本会理事・参議院議員 市川房枝 東京都渋谷区千駄谷五ノ八八九 電話・淀橋四 一六七四	本会理事・弁護士 久米愛子 事務所・東京都千代田区九ノ内九七 電話・有馬法律事務所 電話・神田倉四 一八二一	本会理事・YWCA総幹事 渡辺松子 東京都千代田区神田駿河台 一ノ八 YWCA内 電話・神田四 五一六七	本会理事・労働科学研究所長 桐原葆見 自宅・東京都目黒区緑ヶ丘二二九八	本会理事・NHK婦人部長 江上フジ 東京都千代田区内幸町NHK婦人部 電話・銀座路 七七六一
本会理事・国鉄労働組合婦人部長 丸沢美千代 東京都千代田区九ノ内二ノ一 電話・丸ノ内四 四〇四四一六	本会理事・日本紡績協会労働部長 吉藤雅亮 東京都中央区日本橋本町二ノ一 電話・日本橋四 六五七三・六五九六	本会監事・富士紡績株式会社労働部長 波多野則三郎 東京都中央区日本橋本町二ノ一 富士紡内 電話・日本橋四 二八七一九	本会監事・主婦連合会副会長 船田文子 自宅・東京都港区赤坂青山町五ノ 三五 電話・青山四 三九五三	本会監事・日本職業指導協会常務理事 西垣実 東京都千代田区永田町参議院会館内	本会顧問・参議院議員 西岡ハル 東京都千代田区永田町参議院会館内	本会顧問・参議院議員 長谷部広子 宿舎・東京都千代田区紀尾井町参議院 清水谷宿舎電・九段路九八五一 自宅・名古屋市北区舟形町二ノ五八
本会顧問・参議院議員 紅露みつ 東京都目黒区廣尾町六六	本会顧問・労働省事務次官 斎藤邦吉	本会評議員・参議院議員 赤松常子 東京都千代田区永田町 参議院議員会館内	本会評議員・日本教員労働組合婦人部長 千葉千代世 自宅・港区芝金杉四ノ三四	本会評議員・全機同盟調査部 末吉ユキエ 港区三田四丁目二ノ六全機同盟内	本会客員・評論家 西清子 東京都中野区宮園町五ノ四九 電話・中野路 六七六四	婦人少年問題審議会委員 全日通労働組合婦人部長 大野はる 電話・雑司路 〇八二四・〇八五九
本会評議員・労働省婦人少年局長 藤田たき	本会評議員・労働省婦人労働部長 谷野せつ	本会評議員・労働省年少労働部長 竹内外之	労働省婦人課々長補佐 富田展子	本会評議員・労働省婦人少年局長書記 笹口孝三	「婦人少年少者」編集委員 婦人少年局長書記室 猪股和子 婦人労働課 藤原栄子 婦人労働課 高松朔子 年少労働課 柳沼国郎 婦人少年協会 熱田優子	



《83歳の濃手（だみて）》 有田焼の窯元に働く老婦人

文 部省から無形文化財の指定を受けた今泉今衛門工場に 30 余年間勤続している大屋コウさんは今も毎日 8 時間を黙々として有田焼の仕上げにいそしんでいる。数十年の精進が顔や手のしわに刻まれている。

有 田焼の特長は素地（きじ）の白さと絵付の美しさにある。絵付は低火度で焼いた素焼（すやき）に練書で模様の外線を細く書き（これはおもに男子技術者が受けもつ）、これを写真で見ると太い筆で埋めて、さらに高火度で本焼する。この埋め作業を濃み（だみ）というが、これは殆ど婦人と年少者の受持で、その工員を濃手とよんでいる。

—— 有田タイル株式会社 和久陶平氏提供 ——

婦人と年少者 二十号 目次

口説 時計にいとむ 八十三歳のだみ手

今年の私たちの仕事

英国の社会保障制度について

各国の社会保障

フランス	13	西ドイツ	14
ソ連邦	16	ノールウェイ	17
ニュージーランド	17	アイスランド	18

繊維労働者と福利厚生施設について 大宮ユキエ

新中国の婦人たち 神近市子

そろばんと共に二十余年 平野松江

◇二つの働く婦人の家の竣工 毛利正国

◇働く婦人の服装について 福田さと子

◇徳島県のホテル工場について 馬場三千代

◇働く年少者保護大会の報告 神奈川婦人少年室

◇働く年少者保護大会の報告 山口婦人少年室

資料室

産前産後の休業状況について

東京都簡易職業紹介施設について

十一月の婦人界の動き

女子の就業指数と完全失業率

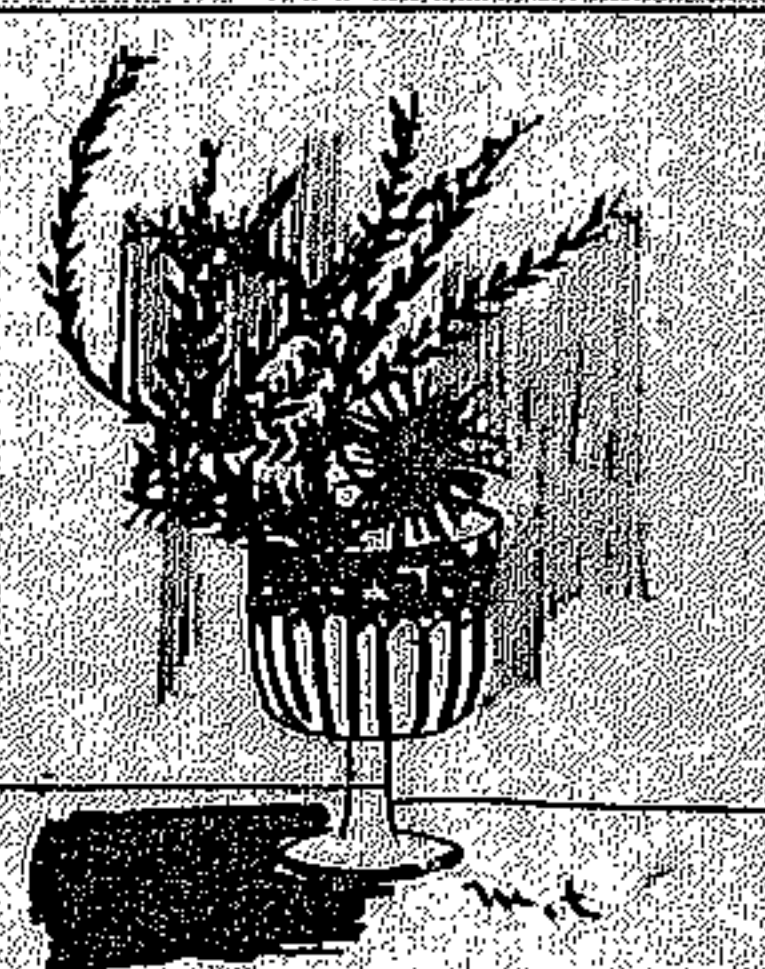
◇協賛員の感想

◇バスの車窓からの風景が行われました

表紙 婦人少年局ニュース

表紙 富山妙子 屏

表紙 坂谷政義・中野仁代



今年の私たちの仕事

藤田 たき

加入を可能ならしむるよう処置する。以上の建議にしたがい婦人少年局としては職業の技能や経験にとほしく、しかも年金が高額、その上手に扶養する子女をかかえた未亡人の雇用を奨励する。切ひらくため家政婦研究所設置を可急的速やかに実現すべく、三十年代予算にその費用を計上、実現のために積極的な努力をこめていす。必ずや未亡人は、そのゆたかな生活経験、そのひろい常識とねほりつよき、また強い責任感、職場への定着性等からみて、より高度の家政婦として、よろこばれる存在となるでしよう。

二 家内職業に対する緊急措置

デフレ政策の進行に伴つて、中小企業問題が太きく取り扱われておりますが、さらにその影響はこれら中小企業の下受けをする内職に従事する人々の間に深刻になつて来ております。婦人少年局の行つた家内職調査によれば、四歳未満の乳幼児をもつ世帯は内職世帯の二七%をしめてゐるが、この人々は家庭外に職をもとめることができないため、内職の問題は死活の問題であります。また世帯主が収入が少いため、あるいは失業によつて収入が途絶えたため等々の理由から内職をはじめた婦人は、内職に従事する婦人の四一・五%にものぼつてゐることを思う時、この問題は寸時もゆるがせにすることができないものであります。婦人少年局においてはこの家内職業の円滑な推進をはかるために、家内職業相談所を主要都

今日国民の生活を安定させ、その福祉の増進をはかることが急務であることは申すまでもありません。勿論英国及び北欧の諸国におけるごとく完全雇傭、あるいは「ゆりかごから墓場まで」の社会保障制度とまではいかずとも、わが国においても働く婦人、未亡人、孤児等のしあわせが、飛躍的に増進されねばなりません。労働省婦人少年局におきましては、四百方をこえる女子雇傭労働者、五百方に近い未亡人、二百数十万にのぼる年少労働者、都市世帯の一〇%をしめるといわれる家庭で内職に従事してゐる婦人、全国で五十万と称せられる売春を業としてゐる人たちのために、少しでもあかるい生活と希望をもち、次のような事業を計画し、その実現のため鋭意努力をこつてつづけています。

一 未亡人等の職業対策

婦人少年局に設置されております婦人少年問題審議会婦人労働部会では、かねてから未亡人

て、書記的及び販賣的職業、販賣及び類似の職業、奉仕的職業、対人奉仕職業の四業種をえらび出し、さらにその中から第一次として未亡人等の特性と、その生活経験をいかし、しかも最も手近に就職しうる職業として家事奉仕職業を選定しました。そして未亡人等に対する職業対策として家政婦研究所の設置が極めて重要であるという結論にもとづき、婦人少年問題審議会は政府に対し、次のような建議をいたしました。(1)家政婦研究所の設置
未亡人等をして家事奉仕上必要な技術、個人家庭に順応するための心得え、その他を極めて短期間に習得せしめ、雇用主からもよるこぼれる高度の家政婦を育成し、同時に斡旋を行うための施設とする。
(2)適切な紹介業務の運営
(3)家事奉仕事業についての啓蒙
(4)健康管理の実施(家事奉仕職業者の健康管理) 理実施に適切な措置を講じ、また健康保険

市に設置し、内職の相談、斡旋、工賃の協定、賃金不払い等の苦情処理を行う外、技術指導員が巡回して家内職業の指導を行うと共に内職事情の調査等も行つて計画し、三十年代の予算に必要額を要求してゐます。

三 夜学にかつる年少労働者の福祉

定時制高校をはじめ、夜間の大学や各種学校に学ぶ学生生徒の中には昼間勤務してゐる人たちが大勢います。先頃富山、岩手、宮崎、佐賀、熊本、定時制高校の中途退学者一九一四人について調査したところによると、経済的理由により学業をつづけられず、退学のやむなきに至つたものが四二%に及ぶことが明らかにされてゐます。これら学生生徒にとつては月々の交通費も馬鹿にならぬ金額です。自宅——勤務先——学校——自宅を結ぶ三角定期券により経済的負担を少しでも軽くすることは決して小い問題ではありません。

この種三角定期券はすでに京都、大阪、神戸、札幌、名古屋の諸都市において実施されております。京都市の例をみますと、三角定期の購入により通学と通勤の定期券を別個に購入する場合に比し三〇〇円程度安くなる結果となり、利用者約九、〇〇〇に及んでおります。

婦人少年局婦人少年室においては各地において関係法令の改正により、三角定期券発行が可能となるよう運動をつづけ、着々効果をあげておりますが、さらに本年もこれを続けるつもりであります。

なお孤児、あるいは母子世帯の子供の就職を容易にするため、婦人少年室協働員に身分保証人となつて貰うための準備、あるいは今日に至るまで、あくなき努力をつづけて来ましたが不当雇傭慣行即ちいわゆる人身売買との戦いに、今年も力づくで邁進する覚悟であります。

四 売春婦の更生

終戦以来社会情勢の激変による不安定と、進駐軍の基地設置、さらに今日においてはデフレの進行により、集娼、散娼は巷にみづる状態であります。文化国家を誇る先進国は勿論、西欧の小国でさえ、売春問題は今や重大なる社会問題として存在しないのであります。先頃中共を訪れた日本婦人代表は、中共においても既にこの問題は解決され、僅かに上海ただ一か所に売春婦收容所があり、一、五〇〇の売春婦が更生のための職業訓練を受けてゐることを報告してあります。「売春制度というものは旧社会の婦人に対する汚辱的政治である。大時代(新中国)の婦人はよろしく生産労働に参加し、社会主義建設に邁進せよ」とは毛沢東の言葉であるとのこと

婦人少年局が昭和二十三年この方、売春問題に大きな関心を示し、調査に啓蒙にあらゆる努力をして来たことは周知の通りであります。昭和二十八年十二月十七日の閣議決定により内閣に売春問題対策協議会が設けられたのも婦人議員諸姉、民間有識者と共に私共が世論の喚起に

つとめた結果とひそかに自負するものであります。やがて売春問題対策協議会は管申をおえ、売春問題に対する政府の効果的な施策の樹立も遠いことではないと思われまします。

ここにおいて婦人少年局は、女子就職助成及び資金貸付に関する措置要項を作成し、女子で売春婦その他の公共の福祉に有害な環境に転落したもの、またはそのおそれあるものに対して、彼等を正業につかせるための職業紹介、職業指導を行うと共に、就職助成のための資金の貸付、その他必要な措置を講ずる具体案をたて、既にこれに必要な経費を三十年代予算に計上要求しております。

以上婦人少年局が社会福祉行政の一端をなす計画しております事業の一端をのべたのであります。何と云つてもその実現は世論の大きな支持を得てはじめて可能であるのであります。みなさまの従来に変わらぬ御支援をお願いいたします。

なお、みなさまが大きな期待をお寄せ下さいました「働く婦人の家」の開所式が漸く去る十二月三日神奈川県川崎市において盛大に行われました。また福岡県八幡市においてもクリスマスを期して、労働婦人、婦人会の人々の大いなる喜びのうちに、祝賀の会が開かれました。全国津々浦々にまでこうした働く婦人の生長といふこのための家がかうけられたら、どんなにうれいことでしょう。

——労働省婦人少年局長——

英国の社会保障制度について



富田展子

一、貧しさからの解放

貧困との戦い

貧しさは、人間生活のあらゆる不幸の根源であり、また社会不安や社会悪の温床でもあります。

そこで、貧しさ及び貧しさの不安からの解放ということは、人間社会に貧困階級が発生して以来、個人にとつての絶えざる願ひであるばかりでなく、また国家にとつても大きな関心の的となります。

それは、国家は、社会における貧困の追放に対して、一体どれだけの責任を担ふべきものであり、またどれだけの力をもてるものでしょうか。

古くは、どの国でも、貧困との戦いは全く国民個人の努力、家族親族の相互援助にゆだねられていました。けれど近

一、貧しさからの解放

貧困との戦い

長いあゆみ

ゆりかごから墓場まで

現行社会保障制度の内容

各サービスの特徴

費用

英国では、貧困は、単に個人的な原因——怠惰・無能等——以外に、失業・疾病・災害・低賃金・老齢・働き手の早死

長いあゆみ

英国でも、早くから近代的な貧困階級の発生を見たに拘らず、これに対する国家による保障の制度は、極めて遅々とした発達を示しました。

十四世紀に始まる羊毛生産に伴う「囲い込み運動」(農地を囲い込んで羊の牧場とする運動)によつて多くの農民が土地を失ひ、また同じころ封建制度の解体によつて下層家臣たちが多く生活の途を失つたので、十五世紀以来英国社会は多くの貧民を抱えるようになりましたが、当時彼等に対する救済は専ら荘園・僧侶・ギルドなどによる個人的な慈善にまかぜられ、政府は救済の責任をほとんどと

りかごから墓場まで一生運を通じて最低生活の保障を、恩恵としてではなく権利としてあたえようとするものです。

貧困の追放のためには貧困の原因が明らかにならなければなりません。

英国社会における貧困の最も大きな原因は有産階級・インドルー等の調査によると、二十世紀初頭に於いては、低賃金といふことでした。これに、疾病・失業・

はなく、彼等を浮浪者・惰民として弾圧し、強制労働を課したり、烙印をおしたり、耳をそいだり、死刑に処じたりといふひどい刑罰を与えていました。しかし十六世紀の終り頃になると、貧困と浮浪は極度に達して大きな社会不安をつくり、そのような弾圧や個人的な救済ではどうにもならなくなり、そこで遂に政府は貧民の救済に一步を踏み出さざるを得なくなりました。すなわち一六〇一年に有名な「救貧法」が制定されました。この救貧法は悪法として名高いのですが、しかし国家が貧困に対する責任を表明した最初の立法であり、その意味で社会保障への第一歩を画するものと考えられています。

救貧法は、貧困で働く能力のある者は「労働場」に收容して強制労働に就かせ、また救済は「ほどこし」として与えるという性格のものでしたが、とくに十八世紀から十九世紀にかけての産業革命に伴つて大量の労働力が要求されるようになると、ますますその条件は苛酷になりました。又當時は自由主義思想もその絶頂にあつて、個人の責任ということが強調されていたので、救貧法による救済を受ける人は「惰民」のレッテルをおされて社会から白眼視されたのです。

資本主義の発達に伴つて、労働者保護や教育などの分野では十九世紀初頭からかなりすすんだ立法が発達を見せたのに、貧困に対する立法としては、その後

一、収入の中断乃至途絶。(これが全体の四分の三乃至六分の五)

二、家族の大きさに収入が伴わない。ここからビダリッジの結論「窮乏の追放には、社会保障による所得の再分配と、児童数による所得の再分配という二重の再分配が必要である。」が生れました。

貧困の最も大きな原因である収入の中断や途絶を防ぐためには社会保障制度がとられ、これは当然社会保障制度の中核となりました。それに児童手当制度を加えて貧困の二大原因に対する根本的な措置とし、そのほかに、公的扶助や医療の保障、施設の提供等を含めて英国社会保障計画は、ばう大体系を作りあげました。その詳細は次章にのべますが、本計画の構想をビダリッジの言葉をかりてのべればこのようになります。

「社会保障のための計画は、強制的な社会保障制度を主要な方策とし、これに国家扶助と民間保険を補助的な方策とする。この計画は、扶養児童に対する手当の支給を前提とする。さらに社会保険の成功のための必要條件として、包括的な保健、職業再教育サービスを提供し、また雇用の維持、すなわち大量失業の回避を前提とする。」

この構想をもとにして、家族手当法(一九四五)、国家医療サービス法(一九四六)、国民保険法(一九四八)、業務災害保険法(一九四八)、児童養護法(一九四

婦人と年少者

十九世紀の終りまで、この救貧法以外皆無であつたことは驚くべきことでしよう。そこで七つの海を支配して世界最大の繁栄を示しながら、国内には窮乏とこるにひどい貧困がみられました。労働者たちは相互扶助のための友愛会を作つて不幸に具え、又労働組合が失業した組合員の生活を保障する制度を作り出し、又民間団体が医療その他の社会事業を活動に行ふことによつて、どうやら政治的貧困を補つていたのでした。

けれど十九世紀終り頃から「貧困の救済は、財産生命の保護などと同様に国民が国家から、慈善としてではなく、国民の権利としてうけるべきものである」という考えがたが、人道主義的な学者や労働組合、社会主義者などによつて唱えられ、次第に力を得て来ました。又国の経済体制も自由企業から、企業が縦と横に結びついた大企業へと転換して行くにつれて、社会連帯責任という概念が醸成し、それが実を結んで一八九七年の労働者災害補償法を皮切りに社会保険時代に入りました。老齢年金法(一九〇八)国民保険法(一九一三)「寡婦孤児老齢年金法」(一九二五)などが相次いで制定され貧困の危険を防止するという近代的な社会保障の体制が構築されたといふことができます。

その後「福祉国家」への進軍は速度を速め、とくに一九三〇年代の大量失業、第二次大戦における国民総力戦の経験は、国家の責任による組織的な生活保障

への要求を高め、また戦争遂行や戦後再建のための国民動員という政治的意味あひもあつて、遂に今日の総合的な社会保障計画が生み出されました。

Table with 2 columns: 公的扶助関係 (Public Assistance Relationship) and 英国 (United Kingdom). Rows include: 救済 (Relief), 公的扶助 (Public Assistance), 労働者災害補償 (Workers' Compensation), 災害補償 (Disaster Compensation), 健康保険 (Health Insurance), 老齢年金 (Old Age Pension), 失業保険 (Unemployment Insurance), 寡婦孤児年金 (Orphan's Pension).

ゆりかごから墓場まで

英国の現行の社会保障制度は、有名なビダリッジ卿の報告書(一九四二年)にもとづいて、戦後の英国社会の再建政策としてとられたものです。保守・労働の挙国一致内閣が基礎工事を行い、労働党内閣が完成しました。全面的な滑り出しは一九四八年七月でした。

ビダリッジの計画は、英国社会から貧困を追放することを目的としています。すなわち「社会の進歩をさまたげる五つの怪物——窮乏・疾病・無智・怠惰・不潔——」を退治するための総合的な社会政策の第一歩として、全国民にゆ

Table with 2 columns: 日本 (Japan) and 本 (Domestic). Rows include: 一八七四(備荒儲蓄法), 一九四六(生活保護法), 一九一(工場法), 一九四七(労働者災害補償保険法), 一九二(健康保険法), 一九二六(郵便年金法), 一九四七(失業保険法), 一九三一(厚生年金保険法).

老齢、早死などによる収入の途絶と、家族数の多すぎることが他の原因としてあげられました。しかし一九〇九年に賃金審議会制度が実施されて、賃金の低い産業には最低賃金が設定され、第一次大戦によつて不熟練労働者の賃金の向上を見、又出生率が低下して家族数が小さくなつたりしたために、その後三十年ばかりの間にひどい貧乏というものは大分少なくなつていました。そして第二次大戦直前の数年に、英国の大都市で最低生活線以下の家庭について行われた調査によると貧困の原因は前と変わつて、つぎの二つの要因に帰することが判明しました。

ゆりかごから墓場まで

八)が相ついで制定実施され、これに、従来からの戦争災害年金法を加えて、総合的な社会保障制度として発足したのである。また雇用の維持については、政府は一九四四年「雇用政策に関する白書」において高度の雇用水準の維持についての責任をとることを表明し、ついでこの方針が「雇用及び調練法」(一九四八)として立法化されました。

さて、この様な大規模な社会保障制度は、ブライッヂ卿の書から忽然と生れたものではなく、また単に「福祉国家」の良心によつてのみ生れたものではありませぬ。前にも少しふれたように歴史的社会的な要因によつて必然的に生れたもので、それらの要因について詳しく述べる紙面がありませんから簡単に項目をいくつあげて見ましょう。

1. 産業構造上の特質(高度の工業社会として労働力の確保を必要とすること)
2. 労働組合運動の発達
3. 家族形態の特質(家族成員相互による生活保障は難しく)
4. 人口問題(出生率の低下と老人人口の増加)(十二頁グラフ参照)

また、この制度の運営を支える要因としては、高い国民経済力(分團国民所得において日本の約四倍)のほか、社会的良心(キリスト教的人道主義、近代的勤労意識、社会連帯責任感など)政治的成熟、社会緊張の少ないことなどがあげられましょう。

それはともかく、この総合的な社会保障計画の実施によつて、英国は、はじめにあげた「国家は貧困の追放に対してどの程度の責任をとるべきか、またどれほどの力をもてるか」という問題に対する一つの解答を示していると言えましょう。

二、現行社会保障制度の内容

社会保障制度の範囲は各国に於いて相当に違います。多くの国では社会保険、公的扶助、児童手当など、現金給付によつて生活の保障をする制度のみをさしています。またある国では食糧の補助や避難民の救済のようなサービスもふくめてあります。(従つて各国の社会保障費を簡単に比べることは危険です。英国でも人によつて解釈がちがいますが、前に述べた七つの法律によつての七つのサービスは社会保障制度の範囲とするのが普通です。

◇社会保障制度の体系

- 一、国民保険……強制的な社会保険制度でつぎの場合に現金を給付する。
 - 失業
 - 疾病による収入途絶
 - 出産(出産補助金・自宅出産補助金・出産手当――労働婦人へののみ)
 - 寡婦(寡婦手当・母子手当・寡婦年金)
 - 孤児

○退職(男子六十五歳、女子六十歳以上)

二、業務災害保険……強制的な社会保険で次の場合に現金給付を行う。

- 業務上の災害
- 療疾
- 障害
- 常時看護を要する療疾
- 入院治療
- 死亡

三、家族手当……児童に対する現金給付、各家庭の第一子以外の児童に対して、生後満十五歳まで毎週支給される。

四、国家扶助……困難者に対する現金、現物、施設の給付。

五、国家医療サービス……無料の医療サービス。

- 病院及び専門家による治療
- 一般開業医による治療
- 地方保健機関によるサービス
- 母子保健所・保健婦・派出看護婦・産婆等の無料サービス、家政婦・託児所等)

六、児童養護……正常な家庭をもたない児童のためのサービス。

- 里親制度
- 施設収容
- 地方庁が後見人となる制度
- 七、戦争災害年金……戦争で傷害を受けた者やその遺家族に対する年金。

◇各サービスの特質

一、国民保険制度について

(業務災害保険を含む)

○現金制度であること

国民生活のいろいろな危険に対して現金給付を行う場合、国庫から直接下給する方法と国民の掛金によるものとある。また国民のうち使用者のみが掛金を拠出する場合もある。英国の国民保険制度では全国民が掛金を拠出することになつてゐる。これは国民の自主独立を尊重する意味と、行政上の利便のためである。ただし、国庫からの拠出もあり、これを合せて「国民保険基金」として特別会計にしている。

○包括的であること

国民保険制度は全国民を対象として強制的に行われる。国民はすべて、被用者、自営者、無業者、主婦、退職老人、児童のいずれかとしてこの保険の適用を受け、始めの三者は掛金を納める義務があるが、後の三者は掛金の義務はない。

日本の現行の社会保険は、多くの制度に分れてゐるが、つぎのようにそれぞれ

婦人と年少者

特定の国民層を対象としている。

健康保険……常時五人以上の労働者を使用する事業場に働く労働者とその家族厚生年金保険……同右

失業保険……同右

労働者災害保障保険……同右(産業種別の制限あり)

船員保険……五トン以上の船舶に乗る船員及びその家族

国民健康保険……この保険に任意加入した市町村に居住する世帯主及びその家族

国家公務員共済組合保険……国家公務員及びその家族

このように日本の社会保険は適用が限られ、農民、自営業者、小企業の労働者は恩恵に浴することが多い。現在何らかの社会保険の適用を受けているものは、家族も含めて国民の約半数と推計されてゐる。

また給付の種類においても、英国の制度は極めて包括的で、人間の一生を通じておき得るあらゆる災難にせなえてゐる。なお日本の現行制度も項目の上では大体同じ種類の給付があるが、内容的には多くの制限があり又給付額が貧弱である。

○統一、単純化されてゐること。

いろいろな給付が、国民保険一本に統一されてゐるため、手続きが簡単である。国民は毎週一回掛金として印紙一枚を社会保険カードに貼りつけるだけで、すべて

ての給付の受給資格が得られるし、又給付を受ける時も、近くの郵便局ですべて貰える。ただし失業保険だけは職業安定所で貰う。行政機関の面からも保険の事務は「年金及び国民保険省」一本に統合されてゐる。

○掛金や給付が均一であること。

掛金や給付の金額は、日本のように収入の多少によつて変らない。すなわち国民保険は国民の最低生活を保障するものであるから、給付額は収入の如何を問はずすべて均一とし、また掛金もこれに従つて均一制をとつてゐる。(ただし前にあげた六つのグループ及び男女によつて金額はちがう)掛金額は現在十八歳以上の男子被用者の場合五シルバペンス(約三百円)である。

給付の基本額は三十二シル半、約千六百円であるが、産婦や寡婦に対しては多少の追加がある。死亡に対しては二〇ポンド(約二万円)までの一時金となつてゐる。産業災害に対しては別の基準がある。

○扶養家族に対する追加給付

イ、妻に対するもの

失業、疾病、退職、産業災害の四種において、一週三十二シル半の基本給付のほか、受給者に扶養する妻があれば二十一シル半(約千五百円)の追加給付が行われる。

ロ、児童に対するもの

前項の四種の手当及び「寡婦」手当において、第一子には三十二シル半(約千五百三

婦人と年少者

2. 失業時の手当 一家の収入がなくなるという不都合を生じるからである。
○掛金によらないこと
児童手当は直接国の税金によつて賄われる。

ハ、出産手当 有職の個人に対しては別に産前産後を通じて十八週間、一週三十二シルの給付がある。これは勿論この期間中仕事についていないことが条件であり、また失業保険と併せて受給することはできない。
日本でこれに相当するものとしては、健康保険において、本人が職業をもつ場合は標準報酬月額額の二分の一の一時金、及び標準報酬日額の六〇分の手当金を十二週間支給されるが、本人が職をもたない場合は、千円の一時的金のみである。しかし両方の場合とも、一月二三百円の哺育手当を出産後六か月間支給される。

一、家族手当について
○包括的であること
児童手当は国によつては親が高額所得者の場合には支給しないところもあるが、英國の制度ではすべての家庭、さらに結婚外の子に対しても適用される。
また失業、老齢その他で親の収入が途絶した場合にだけ児童手当を支給するというやりかたもあるが、英國では常時支給する。その理由は、途絶した場合にだけ支給するよりかたでは、
1. 多くの子供をもつ低所得者の経

済生活の負担は全然軽くない。
2. 失業時の方が一家の収入が高くなるという不都合を生じるからである。
○掛金によらないこと
児童手当は直接国の税金によつて賄われる。

○現金給付
児童手当の方法としては、税金からさしひく方法や現物給付の方を可とする理論もあるが、英國では現金給付を行つてゐる。税金からさしひく方法は、低所得者で税金を納めないものにとつては意味をなさないので、現物給付は行政経費がかさむこと、国民の自主性を損うという理由でしりぞけられてゐる。
○金額の均一
給付額は、家庭の収入の多少を問わず均一である。現在、毎週八シリング(約四百円)。
○第一子の除外
各家庭の第一子については手当はつかない。これは「殆どすべての労働者の賃金は、おとな二人と子供一人を扶養するに足りる」という想定にもとづくものである。
○給付期間の延長
手当は原則として児童が義務教育終了の年齢(満十五歳)に達すると打ち切られるが、もし児童がその後正規の学校に通学している場合、あるいはアプレンティスシップにある時は、十六歳の誕生日後の七月三十一日までつづけられる。

日本においては本制度は存在しない。企業によつては給付者の負担において給与の一部として支給されている。
三、国家扶助制度について
これは日本の生活保護に相当し、居宅保護(現金や物品の給付)と施設収容を行つてゐる。養老院はこの制度に含まれる。まず居宅保護の特徴としては、
○給付範囲の広範なこと
十六歳以上の国民で「困窮」してゐる者はすべて受給資格がある。扶助は本人の資産についての簡単な調査(調査員の口答の質問)だけで支給を開始する。観察したところでは、「困窮」の認定は極めて寛容であり、居宅扶助をうけている老婆の家に、テレビジョンセットを見ただこともあつた。
○家族扶養義務が小さいこと
この制度における親族間の扶養義務は、まことに小さく、わずかに夫妻の間と、親が十六歳以下の子供に対するものだけである。成人の親子、兄弟姉妹間には扶養義務はない。日本では生活保護法の扶助に優先して民法上の扶養義務が行われるが、その範囲は夫妻、直系血族、兄弟姉妹であり、さらに家庭裁判所は三親等までの扶養義務を定めることができる。
○国家扶助給付は国家機関たる国家扶助委員会によつて行われる。委員会の委員は女王に任命され、政治的中立を要求される。

扶助の実施はすべて国家公務員によつて行われる。わが国では地方機関によつて行われ、とくに第一線の調査機関として民生委員が動いてゐる。
つきに施設収容の特徴として、養老院についてあげると、
○小規模施設の奨励
家庭的な雰囲気を与えるために、小規模の施設が奨励されている。とくに従来の個人の住宅を改造したものが増加してゐる。
○前歴別の収容
可能な場合には、老人の前歴に従つて、労働者階級とそうでない者とを別の施設に収容している。前者は「労務場」を改造した大部屋式の施設、後者は個人的な静かな環境の施設である。これは心理学的な考慮にもとづく説明されているが、この二つのタイプの施設に費されてゐる公けの経費の明らかな差異を見ると、このやりかたに対する疑念や不満のないことに驚かされる。そのことは英國社会におけるテンションの少なさの好個の例証であると思われる。
○年金による支払い
養老院の法定入所費は毎週二十六シリングである。退職年金を貰つてゐる入所者は三十二シリングの年金のうちからこの費用を支払い、残り六シリングを小使として所持できる。実際の養老院の経費は入所者一人につき約四百ポンド(八十シリング)のととであつた。

日本においては本制度は存在しない。企業によつては給付者の負担において給与の一部として支給されている。
三、国家扶助制度について
これは日本の生活保護に相当し、居宅保護(現金や物品の給付)と施設収容を行つてゐる。養老院はこの制度に含まれる。まず居宅保護の特徴としては、
○給付範囲の広範なこと
十六歳以上の国民で「困窮」してゐる者はすべて受給資格がある。扶助は本人の資産についての簡単な調査(調査員の口答の質問)だけで支給を開始する。観察したところでは、「困窮」の認定は極めて寛容であり、居宅扶助をうけている老婆の家に、テレビジョンセットを見ただこともあつた。
○家族扶養義務が小さいこと
この制度における親族間の扶養義務は、まことに小さく、わずかに夫妻の間と、親が十六歳以下の子供に対するものだけである。成人の親子、兄弟姉妹間には扶養義務はない。日本では生活保護法の扶助に優先して民法上の扶養義務が行われるが、その範囲は夫妻、直系血族、兄弟姉妹であり、さらに家庭裁判所は三親等までの扶養義務を定めることができる。
○国家扶助給付は国家機関たる国家扶助委員会によつて行われる。委員会の委員は女王に任命され、政治的中立を要求される。

第1表 社会保障の費用 (1958-54)

(単位: 英鎊百万ポンド)									
国	車庫	負給金	担給金	金付業	805 (A)	国民	医療	保険	計
英国	12,960.0	4,380.6	33.8	1,462.2	16,836.6	1,204.6	751.6	9.8	5.8
日本	6,094.0	852.7	16.9	184.4	7,131.1	251.9	77.7	5.0	1.5

A/C % = 18.4 B/C % = 37.5
註 Information Division of the Treasury の資料による

第2表 国民所得、歳出予算、国防費及び社会保障費の比較

(単位: 英鎊 100 万ポンド)									
国名	年度	国民所得 (A)	歳出 (B)	比率 B/A	国防費 (C)	比率 C/A	社会保障費 (D)	比率 D/A	比率 D/B
英国	1952	12,960.0	4,380.6	33.8	1,462.2	11.3	1,204.6	9.3	81.7
日本	1958	6,094.0	852.7	13.9	184.4	3.0	251.9	4.1	9.1

註 社会保障制度審議会事務局資料より
日本の数字は1ポンド=1,000 円として概算した。

婦人と年少者

四、国家医療サービスについて
○掛金によらないこと
イギリスの医療サービスは、財源の一部は国民保険基金によつて賄われるが、保険事業ではなく、税金によつて政府が無償で提供するサービスである。現在、眼鏡、義歯、処方箋などを例外として、その他の医療は一切無料である。国民すべてに適用され、外国人の旅行者もこれを利用できる。
○個人的医療機関との併存
国の責任による医療サービスと同時に、民間の開業も許されているから、ぜいたくな人々、気むづかしい人々は、個人的に医者、産婆、産院などに有料でかかることもできる。

五、児童養護について
これは家庭をもたない子供に対する養護であつて、内務省の監督下に地方の児童部が行つてゐる。日本の児童福祉法中の相当事業と比較すると次のような点特徴とされよう。
○適用が広いこと
「正常な家庭をもたない」という定義はかなり広く解釈されている。単に孤児や棄子だけでなく、両親があつても住宅難や別居生活などのために児童と同居できないとか、虐待するとか、母親が不品行であるとか、あらゆる理由で児童が永久的に或いは臨時的に正常な家庭生

活を奪われていると認められれば適用される。
事例を調べると、つぎからつぎから四人の私生子を生んで、それをすべて政府の養護に託しているような母親もいる。こういう現象に対して、制度がよすぎるから親が無責任になるという批判の声もある。しかし、親の無責任ということは、無智とか貧困とかによるものであつて、制度のためではない。また如何なる場合も子供は守らねばならない、というのが、このサービスの理念である。
つぎの数字はこのサービスによる養護をうけている児童数を、日本の相当する数字と比べたものである。十五歳以下の全児童数においては英國は日本の約四分の一であることを考慮するとき、英國のサービスのひろいことがよくわかる。
(一九五二年) 英國 (スコットラ) 日本
里親委託児童数 元二五 七五五
乳児院及び養護施設入所児童 四、八四 三、五五

社会保障の費用

これだけの制度を運営するために、英國政府は一九五三年後には約八億ポンドの費用を支出しており、これは国家予算の約十八%です。このほかに国民の掛金があり、さらに児童養護等のための地方費を加えた約十三億ポンドが社会保障の総費用となりましょう。(第一表参照)
日本と比較することはむづかしいので

三、社会保障制度の成果と問題点
社会保障制度が滑り出してから六年たつた今日、英國は、はたして貧しさの追放に成功しているでしょうか。
一言にして云えば答えはイエスでしょう。ロンドン市に於いては一九三六年には約二〇%の人口が貧困線以下にあつたのが一九五〇年には一・七%に下つてゐます。また相当に厳しい批評家も五十年前には労働者階級は三家族に一家族のわりあいでの飢餓線上にあり、また二年前には多くの坑夫が道ばたに寝てゐたことを思ふなら、現在の英國は大変な進歩だ」と云つてゐます。
しかしに英國社会において今日、顕在的な貧困は、全滅とは云えないまでも、殆ど影をひそめたといえましょう。毎日のように一家心中があり、また娘や妻ま

れる。扶助の実施はすべて国家公務員によつて行われる。わが国では地方機関によつて行われ、とくに第一線の調査機関として民生委員が動いてゐる。
つきに施設収容の特徴として、養老院についてあげると、
○小規模施設の奨励
家庭的な雰囲気を与えるために、小規模の施設が奨励されている。とくに従来の個人の住宅を改造したものが増加してゐる。
○前歴別の収容
可能な場合には、老人の前歴に従つて、労働者階級とそうでない者とを別の施設に収容している。前者は「労務場」を改造した大部屋式の施設、後者は個人的な静かな環境の施設である。これは心理学的な考慮にもとづく説明されているが、この二つのタイプの施設に費されてゐる公けの経費の明らかな差異を見ると、このやりかたに対する疑念や不満のないことに驚かされる。そのことは英國社会におけるテンションの少なさの好個の例証であると思われる。
○年金による支払い
養老院の法定入所費は毎週二十六シリングである。退職年金を貰つてゐる入所者は三十二シリングの年金のうちからこの費用を支払い、残り六シリングを小使として所持できる。実際の養老院の経費は入所者一人につき約四百ポンド(八十シリング)のととであつた。

各国の社会保障

フランス・西ドイツ・ソ連邦
ノールウェイ・フィンランド
アイスランド・ニュージーランド

フランス

フランスでは社会保険の歴史は古いですが、統一的な強制社会保険が実施さ

れたのは一九三〇年で、第一次大戦後、ルサス・ローレン地方の併合により、当時その地に行われていたドイツ系の社会保険を模して全国的に適用した結果といわれています。けれども今日の広範で改善された制度が出来たのは第二次大戦後のことです。つまり一九四五五年の社会保

険法の大改正、四六年家族手当制度の根本的改正、労災補償制度の改正など一連の社会保障制度への努力の結果です。その後もインフレに伴う保険料算定基礎の最高額引き上げ、給付額の引き上げ、社会保険の赤字克服のための諸施策がとられて来ました。このような発達した社会保障制度をもたらしたわけには、第二次大戦後の各国に共通した社会保障への国民的希求があることは勿論ですが、特にこの国の特色といえるのは家族給付の厚いことです。それは一九四〇年まで出生率が逐年減少傾向にあったことに原因する人口保護、労働者保障の立場が見逃し得ません。その効果とありますが、出生率は一九四〇年の千人当り一三・四から四七年の二・三、四九年の二・〇、九まで増加しています。又高齢者の増加や、インフレの結果老後のための貯蓄が空しくなつてしまった多くの人達があることのため、高齢者保護の必要があること、国民特に勤労階級の生活安定に対する熱望をあげなければならぬと思ひます。

この国の社会保障制度は一般社会保険（被用者の疾病・療養・死亡・母性を保護する）、家族給付、産業災害補償制度の三部にわかれていて、失業保険は別で、国庫補助による任意の制度です。以下では夫々について、どのように保障されているかを婦人と年少者に重点をおいてみて行きたいと思ひます。

なおこれらの社会保障の特長といえるものは政府の補助がなく、すべて保険料でまかなわれている点です。

一、社会保険

社会保険では、雇用契約による被用者全員に關して、疾病・療養・老齢・死亡等の事故が保障されます。保険料率は一六％で、そのうち事業主が一〇％、被用者は六％負担です。

(1) 疾病保険

被保険者は疾病の場合に現金給付と現物（医療）給付が受けられます。現金給付は罹病期間の収入補償のため、離業後四日目から六か月、基本報酬日額の半額ずつ支給されます。子供が三人以上ある場合は三二日以後に増額されます。入院の場合は減額されますが、その率は扶養家族の数と種類によつて差があり、子供が三人以上の場合には減額されません。現物給付は公認料金表によつて医療費の八割が償還されます。

被保険者の扶養家族は現金給付はなく、医療費の償還のみ受けられます。

(2) 長期疾病

結核などの長期疾病や不治の病には最高三年まで現金給付と医療費の八〇％償還がなされます。この場合は一年間被保険者であることなどの条件が必要です。

(3) 母性保護

婦人の被保険者、被保険者の妻及び扶養家族は妊娠、分娩の費用の全額が償還されます。但し被保険者が分娩予定日までに一〇か月以上加入しており、出産する人はおそくも分娩予定日の四か月前に社会保険金庫に通知し、法律で定められた診断を受けること、それから最低六週間は報酬を受けるどんな仕事にもつかないことが必要です。

被保険者家族には母乳又は牛乳のための給付があり、婦人の被保険者には分娩前六週間以内、分娩後六週間以内に対して疾病の際と同じ手当が支給されます。

(4) 療養保険

労働能力の失つた場合は、必要とする治療費の全額が償還され、また年金を受けられます。年金額は普通一〇年間の平均報酬の三〇％です。完全療養の場合は四〇％、附添を必要とする時は更に増額されます。

(5) 老齢年金

六〇歳に達して、三〇年以上被保険者であつた人は年平均報酬の二〇％の年金が支給されます。五年以上被保険者であつた人は部分年金を受けられます。

(6) 隠退手当

この手当は老齢年金を受けられる人や一定以上の財産のある人には支給されません。六五歳まで五年間、又は五〇歳以後に五年以上雇用された人に支給されます。額は地域によつて差があり、扶養する配偶者又は三人以上の子供があれば増額されます。前に雇用されていた勤労者の妻が子供五人ある場合は同率の手当を受けられます。

(7) 死亡保険

人口構造の比較

英 国 (1958 年)

男子	女子
x 85—x	x 85—x
x 80-84 xx	x 80-84 xx
xx 75-79 xxx	xx 75-79 xxx
xxx 70-74 xxxxx	xxx 70-74 xxxxx
xxxx 65-69 xxxxxx	xxxx 65-69 xxxxxx
xxxxx 60-64 xxxxxxx	xxxxx 60-64 xxxxxxx
xxxxxx 55-59 xxxxxxxx	xxxxxx 55-59 xxxxxxxx
xxxxxxx 50-54 xxxxxxxxx	xxxxxxx 50-54 xxxxxxxxx
xxxxxxxx 45-49 xxxxxxxxx	xxxxxxxx 45-49 xxxxxxxxx
xxxxxxxxx 40-44 xxxxxxxxx	xxxxxxxxx 40-44 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxx 35-39 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxx 35-39 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxx 30-34 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxx 30-34 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxx 25-29 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxx 25-29 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxx 20-24 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxx 20-24 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxx 15-19 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxx 15-19 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxx 10-14 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxx 10-14 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxx 5-9 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxx 5-9 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxx 0-4 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxx 0-4 xxxxxxxxx

日 本 (1950 年)

男子	女子
x 80—x	x 80—x
xx 75-79 xxx	xx 75-79 xxx
xx 70-74 xxx	xx 70-74 xxx
xxxx 65-69 xxxxx	xxxx 65-69 xxxxx
xxxxx 60-64 xxxxxx	xxxxx 60-64 xxxxxx
xxxxxxx 55-59 xxxxxxx	xxxxxxx 55-59 xxxxxxx
xxxxxxxx 50-54 xxxxxxxx	xxxxxxxx 50-54 xxxxxxxx
xxxxxxxxx 45-49 xxxxxxxxx	xxxxxxxxx 45-49 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxx 40-44 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxx 40-44 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxx 35-39 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxx 35-39 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxx 30-34 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxx 30-34 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxx 25-29 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxx 25-29 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxx 20-24 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxx 20-24 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxx 15-19 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxx 15-19 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxx 10-14 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxx 10-14 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxx 5-9 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxx 5-9 xxxxxxxxx
xxxxxxxxxxxxxxx 0-4 xxxxxxxxx	xxxxxxxxxxxxxxx 0-4 xxxxxxxxx

(x=200,000人)

国民の年金によつています。すなわち国民は自分の出した年金で自分を保障しているわけで政府は分配の責任をもつていないだけです。また国民保険制度では年金は収入の多少と比例せず均一です。これは日本のように賃金の格差が地域的にも企業間にも大きくないことを前提としますが、しかしそれは云つても賃金差は存在する以上、この方式は低所得者にはきびしく高額所得者にはゆるやかな「逆進的人頭税」になつています。これでは

所得の再分配的な効果をもつていないという批判があり、また年金制度のために行政機構がかなり複雑になつて事務費が莫大に上ります。

このような矛盾を解決するために、無拠出保険すなわち一切を国庫の支出によつて賄うべし、という主張が労働組合関係によつて支持されています。

さらにまた給付面でも、すべての者が失業・疾病などの条件に關係なしに、毎週一定の「社会配当」あるいは「社会賃金」

をうけるべきだという主張もあります。すなわち社会保障制度自身を根本的に考えなおして単に危険の保障だけでなく、国民の生活を常時保障すべきだということです。

このほかにも、現在の英国社会保障制度にはいろいろの問題があり、資本主義国、それも輸出に多くをかける国としての社会保障の限界を思ひます。

だからといつて、国民は喧々こううとこれらの矛盾について騒いでいるとい

うわけではなく、また放り出しているわけでもありません。ゆつたりと構えながら、いろいろと具体的な解決策を作り出しています。それらも単に暫時的な効果しかないという見方もありますが、今までのところは彼なんも見せませんし、また今後例の「例外と妥協」「理論よりも実利」のイギリス人気質で、「ゆつくり」としかし着実に「解決策を見つけて行く」のではないのでしょうか。

——労働省婦人少年局婦人課——

ソ
連
邦

一、就

ソ連邦は社会主義経済の国家ですから資本主義国家にみられるとはかなり相違した社会保障制度が行われています。その特徴として次の三点があげられます。

1. 国民の過半数を占める農民にはこの種の制度はなく、人口の約四〇%を占める労働者に対してだけ社会保障制度があります。

2. 保険給付と云ふよりは寧ろ、給与として行われ、しかも金銭給付より、住宅・療養・養老等のための福祉施設がゆき届いています。
3. 一切が計画経済であるから、このための財源も既に原価に折り込まれ、従つて保険料は、金額を事業主負担としています。

現在迄の社会保障制度の発展の跡を辿

りますと、一九一七年の十月革命を契機としてソ連政府は事業主全額負担のもとに、凡ての勤労者及び貧困者に対する社会保険法の制定を宣言しました。併しこの制度は実現されず、翌一九一八年十月に国家扶助制度の樹立が布告されましたが、この制度も又実現しませんでした。

一九二一年の春に始まる新経済政策の実施は、玆に着実なる社会保障制度の採用を決定しました。そしてソヴィエツト労働法の施行と共に一九二二年十一月十五日から実施され、失業・妊娠・出産・疾病・障害・死亡・養老等の凡ゆる事故をその対象としたのであります。

一九三六年十二月五日、スターリン憲法の公布と共に「国民の基本的権利及び義務」と題した憲法第十章において、「疾病及び労働能力の喪失ばかりでなく老齢に對しても、物質的な保障を受ける権利を認めることが憲法第二百二十条に定められました。更に凡ゆる面における男女平等について同法第二百二十二条に「ソ連邦に於ける女子は経済的、国家的、文化的及び社会的、政治的生活の總ての部門に於て男子と平等の権利を附与される。これらの女子の権利を実現する可能性は女子に對して男子と平等の労働労働賃金・休息・社会保険、及び教育に對する権利が附与されること、母及び子の利益が国家的に保護されること、多児の母、及び独身の母の國家的扶助、妊娠の際に女子に對して給料保持のまゝ休暇が供与され

ること、広汎なる産院・託児所、及び幼稚園網によつて保障される」と定めています。

一九三八年度から一九五〇年度に亘る四回の経済建設五か年計画の経済実績と、これに伴う一般生活水準の向上により、社会保障の内容が充実しましたが、特に婦人に対しては、働く婦人に対する妊娠婦補助金・子女養育扶助費（出産後九か月間）を始め、多児婦および寡婦に對する公的扶助、多児婦への「母性英雄」称号と勲章制の広汎な適用、或るいは産院・託児所・幼稚園・乳児医療相談所・小児ミルク配給所の増設、児童給食制等が行われました。

二、社会保障制度の概要

国家予算の面から見ますと、一九五三年度の社会保障を中心とする一般会計社会文化費は一、二九七億ルーブルで、ソ連歳出予算の二四・五%に当ります。

ソ連邦は社会保障制度として老齢保険・癩疾保険・遺族保険・健康及び妊娠婦保険・労働者災害補償制度等が行われていますが、これらのうち最も特色のあるのは社会主義的母子保護制度でしょう。婦人は妊娠・分娩・授乳期の間、種々の面から保護されています。妊娠は一切母子相談所に登録され、母体並びに胎児の健康保護を受け、国営産院で無料出産が行われます。産院の数は戦前の資料ですが、一九三八年には全国で二万八千といわれています。

婦人労働者が同一企業に七か月以上勤務した場合には、労賃外手当として妊娠補助金が給付され、三か年以上勤務し最後の企業に二か年以上勤務した場合は最高労賃の一〇〇%が支給されます。十八歳未満の未成年者の場合は、勤続一年以上で一〇〇%の労賃が支給されます。

産前産後の有給休暇は従前は各八週間、合計一二日でしたが、現在はかえつて産前三五日産後四二日に減少しています。

出生の場合「追加手当」は従来は、何番目の子供にかかわらず、第一子から一律に一時金一二〇ループルと哺育手当一〇ループル（九か月間）が支給されましたが、一九四四年の多子母扶助法によつて廃止され、第三子以後についてだけ扶助することとなりました。

児童 未成年保護の領域では、一般の児童の保護、教育のために幼稚園、子供の広場の組織網を、また孤児または浮浪児の収容施設としては、「児童の家」、「児童食堂」、「児童移民地」の施設網を全国にめぐらしています。母子保護の施設には、（イ）産院、（ロ）託児所、（ハ）牛乳支給所、（ニ）育児相談所等があります。戦前の資料ですが、託児所は一九三九年初の予定では、都市一〇〇万、農村四五〇万といわれ、又、幼稚園は都市二一〇万、農村三〇万といわれました。

貧困と多子家族に対する国家扶助は、戦前による未世人の増加と人口政策上の

二、社会保障制度の概要

國家予算の面から見ますと、一九五三年度の社会保障を中心とする一般会計社会文化費は一、二九七億ルーブルで、ソ連出予算の二四・五％に当ります。

婦人労働者が同一企業に七か月以上勤務した場合には、労賃外手当として妊娠補助金が給付され、三か年以上勤務し最後の企業に二か年以上勤務した場合は最高労賃の一〇〇%が支給されます。十八歳未満の未成年者の場合は、勤続一年以上で一〇〇%の労賃が支給されます。

産前産後の有給休暇は従前は各八週間、合計一二二日でしたが、現在はかえつて産前三五日産後四二日に減少しています。

出生の場合「追加手当」は従来は、何番目の子供かにかかわらず、第一子から一律に一時金一二〇ルーブルと哺育手当一〇ルーブル（九か月間）が支給されてきましたが、一九四四年の多子母扶助法によつて廃止され、第三子以後についてだけ扶助することとなりました。

児童、未成年保護の領域では、一般の児童の保護、教育のために幼稚園、学

第三子の出生の場合	一時金 （円）	月手当 （円）
第四子	四〇〇	一
第五子	一三〇〇	八〇
第六子	一七〇〇	一二〇
第七子	二〇〇〇	一四〇
第八子	二五〇〇	二〇〇
第九子	三〇〇〇	二五〇
第一〇子	三五〇〇	二五〇
第一一子	五〇〇〇	三〇〇

ノールウェイ
フィンランド
北欧

如何に婦人が活躍しているかは、数百万の婦人が生産企業や建設事業に従事しており、そのうち数十万人が技術者であること、約二、〇〇〇人の婦人がソ同盟最高ソサイエットとして選ばれていること等の数字からでもわかりましよう。

又現在までに三万八千人の婦人が名誉ある「母性英雄」となり、三百八十万人が「母性榮譽賞」と「母性勲章」を授与されており、婦人が如何に尊重されているかを表しています。

その他特筆すべきことは家族福祉が大きな社会政策としてとりあげられていることで、婦人や子供に対する福祉政策は殊に重要視されている。

一、社会保険

現在ノールウェー・フィンランド・アイスランドの三か國の社会保健は健康・失業・労働災害保険及び老年・身体障害・遺族年金の六つで、アイスランドをのぞいては別々の組織をもっている。アイ

者の割合は国によつて又保険の種類によつて異なっている。

1. 健康保険 最も早く設立された社会保険の一つでノールウェイでは一九〇九年に既に民間の任意加入から国家による一部強制加入へ切替えられてゐる。アイスランドはずつと遅れて一九四六年に全国民の強制加入となつた。フィンランドは現在全国的な強制加入制度の行われていない唯一の国で、健康保険は工場の雇用者が、雇用者と労働組合と

三、結 語

上述でソ聯邦の婦人と児童に関する社会保障制度を概観しましたが、以上でわかることはソ聯邦においては、婦人と児童を社会的に保障していることが極めて厚いということです。このことは反面、婦人の労働がソ聯邦において重要な役割を果していることに通じます。

で、労働福祉・完全雇用・家族福祉・住宅計画・一般保健政策などはすべてこの理念にもとづいて行われている。社会保険もこの観点から行われているのであるが現在ある社会的病態に対しては社会保険と社会扶助で補っている。北歐の社会保険は概して社会保険に重点がおかれて

て、例えば家族数によつて必然的に變つてくる。

給付金は又生計費の高低に応じて自動的に調節されることになっている。

保険の財源は元来保険金にのみかかつていたのであるが、低額収入者のために國庫からの出金が増えてきた。社会保険のあるものには雇用者の出金もある。三

側者に限られ任意加入となつてゐるが、大部分の組合は強制加入となつてゐるようである。被保険者の家族は適用を除外されてゐるものが多い。

b. 給付

ノールウェイに入院・治療及び療養費は無料で、病院以外での治療には治療費の三分の二を組合が支払ふことになつてゐる。

Figure 1

いる。療養手当は六段階に分れていて、一日当り〇から六タロネ、それに結婚している場合は一日当り二タロネ、十六歳以下の子供がいる場合は一人当り一タロネずつ支給されるが、給料の九〇%以上越えて支給されることはできない。アイスランドは結婚している者は一日当り二タロネ、その他の者は二タロネ、農村ではそれぞれ二タロネ及び一タロネを受ける。これは大抵工業労働者の賃金の三〇%にあたり、十六歳以下の子供がいる場合は一人当り都市で五タロネ農村で四タロネに支給される。アイスランドは療養手当は通常平均賃金の六〇%にあたるものを支給される。

2. 失業保険 失業保険も健康保険と同様な経路をたどって民間の任意加入制度が強制加入制に徐々に切替えられてきたものである。ノールウェーが三国のうちでは一番早く一九四五年に強制加入になつていて、フィンランドは工業化が遅れたため失業保険に対する一般労働者の関心が弱く、加えて殆ど完全雇用状態にあるため、現在の任意失業保険組合が増大する傾向はない。アイスランドには現在失業保険がおこなわれていない。

a. 被保険者 ノールウェーは一九五二年現在被保険者数は全国で七二万人で健康保険加入者である賃金労働者はすべて適用されることになつていて、しかし公務員・漁民・

家族・従業員・家事労働者などは除外されている。フィンランドは被保険者は殆ど大部分の工業労働者に限られていて、全国で一七万人いる。(一九五二年)

b. 給付 ノールウェーは失業給付は十日間の待期があり、四年間のうち最少限度四五週間の給付を受ける。給付額は失業前の賃金と同等である。失業中は技能習得に対する扶助が与えられる。失業手当の支給期間は九〇日である。

フィンランドは失業給付はやはり十日の待期を経て支給され、失業する前の一年間に六か月の保険金を取っている必要があり、失業手当金は家計維持者の場合標準賃金の三分の二、その他の場合二分の一となつていて、給付額は概して低く、一日当り一六〇フィンドマルク。その他に家賃・衣料・交通費手当が追加される。失業手当を受ける期間は一二〇日である。

8. 労働災害保険

a. 適用

b. 給付 ノールウェーは労働災害保険の適用を受ける職業が規定されていて、危険度の低いものは除外されている。例えば機械化されていない農作業などは対象とならない。給付は被保険者が、労働中意図的に加害を受けた場合、2. 特定の職業病或いはILOの会議で定められた疾病にかかつた場合に与えられる。勤務先へ往來の途上で受ける災害は工業労働者の場合は適用されないが、給付保険の場合は一日中二四時間適用の対象になつていて、アイスランド及びフィンランドは臨時雇用労働者も危険な仕事に従事している場合は適用を受ける。又特定の職業学校で技能習得中の者にもこの保険が適用されるのはフィンランドの労働保険と異なるところの特徴である。適用範囲はノールウェーと同様であるが、勤務先への往來途上で受けた災害に対しても適用を受ける。フィンランドではこの場合適用されない。

b. 給付 ノールウェーは医療給付は無料で治療を受けられる。療養の場合は年所得の六〇%の年金を受けることができ、結婚している場合は更に六〇%タロネ、十六歳以下の子供がいる場合は一人につき三〇%タロネを受けられるが、年所得の九〇%をこえることはできない。遺族補償の場合は年所得の四〇%に、子供が一人の場合は六〇%タロネ、それ以上

いる場合は一人につき三〇%タロネが追加される。又両親の生計を維持している場合は両親が遺族補償の上補償を受けることができる。

フィンランドは失業手当は家族手当を含めて最低賃金労働者の一日の賃金の七五%であり、技能労働者は更に少なくはなつていく。一〇から三〇年度の障害に對しては、賃金の年額に比例して一時補償金が払われる。それ以上高度の障害に對しては、障害の程度に應じた基本額と、障害を受ける以前に得ていた賃金と、扶養している子供の数に應じた障害年金が支給される。被保険者が死亡した場合は遺族年金が遺族と十六歳以下の子供に与えられ、特別の場合は親族にも支給される。他の国と異つて葬料は死亡者の所得額に應じて支給される。

アイスランドは被保険者が障害を受けた場合、その休業手当は所得額によつて計算されるが、その他の給付は規定額通りである。休業手当は休業後八日目から与えられ、二六週間続けられる。一人以上の子供を扶養している場合は通常の扶養家族手当(二人以上の子供に与えられるもの)が追加される。そして手当総額は賃金の四分の三を超えることはできない。七五度以上の障害には六、四〇六タロネ(一九五三年)の年金が支給される。遺族補償は一時金二四、一〇〇タロネが配偶者に与えられ、配偶者が五〇歳以上であるか或るいは被保険者の死亡

していないが、盲目者や不具な人は最低老人年金と同額の国家年金を受けられる。

a. 適用

アイスランドでは十六歳、フィンランドでは十八歳以上の国民はすべて適用を受け、老人年金適齢になると自動的に切替えられることになつていて、身体障害年金は勿論そのまゝつけられる。

b. 給付 受給者の身体障害の程度がまず定められ、フィンランドでは身体或るいは精神的な障害によつて賃金取得能力が三分の二となつていて、その場合は支給される。アイスランドの場合は四分の三以上となつた場合に与えられる。追加手当の条件は老人年金と同様のものである。

6. 遺族年金 家計維持者の死亡によつて遺族が経済的に困難な状態におちいるのを防ぐために一時金・遺族年金児童手当などが遺族に与えられる。

a. 一時金 葬料はフィンランドでは健康保険により、ノールウェーは健康保険と老人年金の両方から支給される。アイスランドでは六七歳以前に寡婦になつた場合は老人年金の二倍に上る額を三か月間給付される。又十六歳以下の子供を扶養している場合は額がやや少なくなつて、更に九か月間支給される。フィンランドにおける平均補償額は約八、〇〇〇フィンドマルクであつた。

b. 寡婦年金

によつて所得の半分以上を失つた場合は更に遺族年金に相当するものを追加される。遺された子供が十六歳以下であれば一人につき年額三、七六八タロネ、又孤児にはこの一倍半の額が与えられる。その他の親族・多くは両親も事情によつて四、七〇〇から一四、一〇〇タロネの一時金を支給される。

4. 老人年金 この制度は従来の救済的なものが如何に社会保障に変わったかを示す最良の例で、北欧における老人年金は現在一般にはつきり権利として受取られている。年金額も人間らしい生活程度を維持し得る額にまで上げられていて、フィンランドとアイスランドは強制加入である。

a. 適用 ノールウェーは職業の区別なくあらゆる社会層の老人に適用されるが、資金調査を受ける必要がある。そのため適用年齢の老人のうち七五%が実際に支給されているとみられている。適用年齢は北欧のうちでも最も高く七〇歳以上の老人に支給される。勤務しているも資産調査に通れば年金を受ける資格がある。

フィンランドは基本年金はあらゆる老人に与えられるが追加給付は資産調査によつて差別がつけられている。適用年齢は六五歳以上である。

アイスランドは現在資産調査を行なつていて九〇%の適用資格のある老人は年金支給を受けている。なお一九五五

年には資産調査を廃止することになつていて、適用年齢は六七歳以上である。

b. 給付 元来老人年金は老人にそれ以上公的扶助の援助を必要としないような充分な生活費を与えることを目的としていて、必然的に給付額の地域差という問題がおこる。その他配偶者や子供を扶養している老人には追加額が支給される。

ノールウェーはこの点ノールウェーは老人が配偶者をもつていれば、一人当りの支給額の五〇%を追加給付される。即ち結婚している者には年額一、八〇〇タロネ、独身者には一、二〇〇タロネを支給し、これは全国同額であるが、これは最低額で、地域によつて増加される。なお扶養している子供が十六歳以下であれば家族福祉制度で一般に子供に与えられる手当の他に特別手当を受けることも前述の通りである。資産調査によつて基本年金額以上の収入がある場合は、その六〇%まで減額される。このようにして結婚して個人収入のない老人の受ける年金額はオスロで非熟練労働者の賃金の凡そ五分の二である。

フィンランドは配偶者が共に適用年齢以上であれば夫一人ずつ年金を受け、被保険者の掛金による年金は掛けた年月と額によつて異なるが熟練労働者であつた者の年金額は凡そ三、七〇〇フィンドマルクである。その他追加年金として同人で凡そ四二、二四〇フィンド

マルクを受けるが、これは掛金によらないものであり、生活費の地域差で一〇〇八三六七の割合で支給される。扶養している子供に対する手当はノールウェーと同様である。受給者の資産調査は一一定額以上の収入がある場合はその五〇%を減額される。但し、掛金による年金は受給者の資産如何とは関係なく支給される。年金額は生計費指数の変化にともなつて自動的に調整され、これは四回行われる。老人年金額はヘルシンキで非熟練労働者の賃金の三分の一弱である。

アイスランドはノールウェーと同様に結婚している老人は独身者の一・五倍の年金を受ける。年金の地域差は二段階に分れていて農村地域は都市の二五%減である。又アイスランドには「待年手当」とも稱すべきものがあつて、適用年齢になつても年金を受けなければ、その年限に應じて基本年金額の五%から四〇%(七五歳)まで増加額を受けることができる。資産調査はノールウェーと同様であるが、年金額以上の収入がある場合は減額は五〇%である。年金額の調整は年四回行われ、レイクアヴィック(首府)で非熟練労働者の賃金の三分の一である。

5. 身体障害年金 老人年金と同様に労働災害以外の身体障害によつて通常の生活を維持できなくなつた人々に保障を与えることを目的とするもので、制度としては老人年金によく似ている。ノールウェーは現在この年金制度を採用し

ていないが、盲目者や不具な人は最低老人年金と同額の国家年金を受けられる。

a. 適用

アイスランドでは十六歳、フィンランドでは十八歳以上の国民はすべて適用を受け、老人年金適齢になると自動的に切替えられることになつていて、身体障害年金は勿論そのまゝつけられる。

b. 給付 受給者の身体障害の程度がまず定められ、フィンランドでは身体或るいは精神的な障害によつて賃金取得能力が三分の二となつていて、その場合は支給される。アイスランドの場合は四分の三以上となつた場合に与えられる。追加手当の条件は老人年金と同様のものである。

6. 遺族年金 家計維持者の死亡によつて遺族が経済的に困難な状態におちいるのを防ぐために一時金・遺族年金児童手当などが遺族に与えられる。

a. 一時金 葬料はフィンランドでは健康保険により、ノールウェーは健康保険と老人年金の両方から支給される。アイスランドでは六七歳以前に寡婦になつた場合は老人年金の二倍に上る額を三か月間給付される。又十六歳以下の子供を扶養している場合は額がやや少なくなつて、更に九か月間支給される。フィンランドにおける平均補償額は約八、〇〇〇フィンドマルクであつた。

b. 寡婦年金

養老年金はアイスランドにのみ法制化されている。五〇歳以後に寡婦になった者に支給され、額は受給者の年金と経済状況によつて定められる。但しその額は労働保険の歳次年金額を超えることはできないとされている。ノールウェーでは老人年金を受けている者の寡婦が六〇歳を越えている場合は老人年金を支給される。アイスランドでは寡婦年金を支給される。寡婦年金は寡婦一人ずつに対して一般児童手当の半額に相当する額に於ける児童手当と同額のものを支給される。寡婦の場合には寡婦一人ずつに於ける児童手当の半額に相当する額に於ける児童手当と同額のものを支給される。寡婦の場合には寡婦一人ずつに於ける児童手当の半額に相当する額に於ける児童手当と同額のものを支給される。

児童手当

アイスランドの場合には寡婦は其の扶養する子供一人ずつに対して一般児童手当の半額に相当する額に於ける児童手当と同額のものを支給される。寡婦の場合には寡婦一人ずつに於ける児童手当の半額に相当する額に於ける児童手当と同額のものを支給される。寡婦の場合には寡婦一人ずつに於ける児童手当の半額に相当する額に於ける児童手当と同額のものを支給される。

二、公的扶助

社会保険によつて保障を受けることのできない人々に対して援助を与えるもので、現状では恩恵的な救済という色彩は消えている。公的扶助は国家的標準によつて地方公共団体が実施しており、養老扶助・児童扶助の二つに分れる。

一、養老扶助

主として、日常の生活に人手を必要とする老人を対象とするもので「老人の家」に収容される。一位は病室で、その他は住居五〇〇〇人当り一人の割合で任命されている助産婦によつて行われる。ノールウェーでは健康保険によつて出産は無料で行われる。又出産の直前にはフィンランドでは乳児用の衣類や衛生用具を詰めた箱が、又出産直後には一時金が産婦の収入如何を問わず送られる。アイスランドでは九五〇クローネが出産に当つて一様に送られ、結婚をしていない母親は、仕事についていない場合は三か月間出産手当を受ける。ノールウェーでは貧困な母親は出産前六週間、出産後六か月間扶助を受けることができる。

3. 幼児及び児童に関する福祉

フィンランドとアイスランドでは保健婦が定期的に乳児のいる家庭を訪問して保健指導を行っている。又ノールウェーでは小学校児童の歯の治療はすべて無料である。働く母親のためにはいろいろの公共施設があつて、乳児は乳児院へ、就学前の幼児は保育所や幼稚園へ、就学児童の余暇は遊戯園でというようになっている。扶養する子供の数による家計の負担を平均化するために、子供の数に応じて給料から税金を差引く方法と家族手当を支給する方法が行われている。

フィンランドでは遺失者は子供の無い夫婦よりも税金が高く又子供の無い夫婦は子供の夫婦よりも高いという三段階で徴税されている。その他収入の少ない家

婦人と年少者

ノールウェーとアイスランドに於けるこのような施設を法制化する条文はないが任意団体が大きな役割を果たしている。現在ノールウェーには五五〇の老人施設があり一五、〇〇〇人を収容している。フィンランドでは法定の市（町村）の家が設立されており、現在は三五〇位あり一八、〇〇〇人の老人を収容している。そのうち三分の一弱は病室をもっており、施設の半分以上はそれらの人のための設備をそなえている。アイスランドでは、このような家は十ありその中私営のものもある。三国とも老人年金の発達に伴つて老人が夫々の生活環境で暮らせるようになつてきている。

2. 児童扶助

一般の児童に対しては後に述べる家族福祉制度で充分に保護されているが、通常の家庭生活に恵まれない子供達はこの児童扶助によつて援助される。その目的とするところはこれ等の子供達にできるだけ通常の生活を送れるようにすること、扶助施設もできるだけ早く通常の教育機関やその他施設と交替するように考へられている。三国とも児童福祉委員会が地方公共団体に設立されており、孤児や正当な結婚をしていない母親を持つ子供その他など通常の家庭生活に恵まれない子供達の面倒をみている。まず里親制度があつてフィンランドとアイスランドは十六歳まで、ノールウェーは十八歳までの子供を委員会の監視の下に里親にあずける。ア

イスランドを除いては里子にするには委員会の許可が必要で里親の資格が厳重に調査される。このように個人の家庭に里子として養われる子供の数は委員会で取扱つておける数の五〇・五五％（フィンランド、ノールウェー）である。里親の定まらない子供達は一時収容所に入れられる。これは通常短期間入れられる施設でどうしても行き所のない子供達は「子供の家」へ収容され、通常十歳以下の子供を入れる施設はこれらの子供達に初等教育を与え、服の仕立や機械の技術を習得させている。

三、家族福祉

北欧の国々は一九二〇年代から多かれ少なかれ人口の著しい減退に悩んできた。そこで多産を奨励してきたが、生活程度が高まるにつれて子供の少ない家庭と多産の家庭との間に経済的負担の度が異なつてくる。また、一面第二次世界大戦の影響によつて人々は経済的危機に直面したのでその生活を家族の数によつて補助し、ひいては人口増大につくすといふことが、国家の政策としてとられた。ことに連年の家族福祉制度がもうけられたもので、北欧ではスウェーデンがこの点で

最も進んでおり、他の国ではそれ程然とはしていない。家族福祉には現物給付と現金給付があり、前者は教育施設、保健保育、幼稚園、母子センター、給食などであり、後者は一般児童手当、家賃その他の側面などの形で与えられる。

1. 結婚資金

三か国のうちではフィンランドのみが法制化してあり、三〇歳以下で結婚する者には五〇、〇〇〇フィンランドマルクの資金が貸付けられる。これはクーポンの形で発行され、これに必要な家具や調度品などを購入することができる。返済期間は五年で無利子であるが、子供が一人生れる毎に十二か月返済期間が延長される。三番目の子供が生れれば貸付金の五分の一、四番目の子供が生れる時は二分一が繰引になり、五番目の子供が生れた時は全部返済済みとされる。

2. 出産に関する福祉

ノールウェーには母子福祉センターがあつて妊娠中の婦人は誰でも無料で診察を受けられ、その他産児制限や保健について相談できる。フィンランドやアイスランドにも同様なセンターがあつて、前者は國中で三、〇〇〇か所あり、後者は産婦の五〇・一六〇％がそのセンターで診断を受けている。

出産費用は極く少ない。アイスランドでは出産のための入院費用は一切無料であり、家庭で出産する人には費用を支弁する。フィンランドでは出産の約二分の一は六〇歳以上の国民全部に支給される年金で、居住条件と法定の所得・財産を超えない者に与えられる。即ち年所得が一八二ポンドを超える者、或るいは一、八二〇ポンド以上の財産を持つ者には支給されない。又申請日以前五年以内に六か月以上妻を遺棄したことがある者は支給されないことになっている。これは妻の場合も同じである。給付額は年一三〇ポンドで配偶者があれば一三〇ポンド増となる。

又六五歳以上になると国民全部に年二ポンド十先令から最大限一三〇ポンドまでの給付を受けることができる。これは資産調査を行わず、居住資格なども前記の年金と同様であるが、両方受給することはできず、どちらか有利な方を受けらるようになっている。

二、寡婦給付

寡婦給付は寡婦が十六歳未満の子供の母である時、結婚期間が十五年以上が又は結婚期間とその後十六歳未満の子供を扶養した期間とを合せて十五年以上となつた時、結婚後五年以上経過して五〇歳に達し寡婦になった時、五〇歳未満でも結婚後十五年以上経過し、結婚期間十年以上で四〇歳に達し寡婦となつた時、その他などに給付されるもので、年一三三ポンド、又扶養する子供がある場合は年七八ポンドまで追加給付される。

三、扶養児童及び孤児手当

給付申請者の家族として養育されている

ニュージールランド

貨幣換算率	
一ポンド（ノールウェー）	五〇・四〇円
一ポンド（アイスランド）	二二・一〇円
一ポンド（ニュージーランド）	一・五六円

ニュージーランドでは、早くから国家が老年者・不具者・寡婦・孤児・失業などの救済に責任を負うべきであるという考えが存在しており、それが一九三八年に世界で最初の国民全体を対象とする完全な社会保障法を成立させたのである。但し労働者災害補償は別個の法律によつて行われている。

社会保障法は一九三九年四月から実施され、その現金給付の主なものには養老、孤児、疾病、失業給付などである。

一、養老給付

る十六歳未満の子供には一人当り週十志が支給される。又孤児の場合は年収六五ポンド以下であれば年額六五ポンド以内の給付を受ける。十六歳に達すると打ち切られるが通学中は十八歳まで延長される。

その他就労のために、職業病により労働能力をうばわれた時に支給される被災者給付や、種々な障害で、生計を維持していけない者で社会保険の給付を受ける資格のない者に支給される緊急給付などがある。

これは十六歳以上六〇歳未満の貧病者に支給されるもので貧病調査を受ける。年収一八二ポンド以上の収入あるもの又は一、八〇〇ポンド以上の財産を有するものは除外される。給付額は独身者は年一〇四ポンド、配偶者がある場合は妻の分と共に一三〇ポンドずつ、その他の者は一三〇ポンドとなっている。

以上の給付には殆ど居住条件と資産調査がある。現金給付の他に現物給付として保健給付が全国民に無料で与えられる。即ち医療・医薬品・入院・出産給付などがそれである。

五、疾病給付

一般医師から治療を受ける場合二つの方法があつて、一つは医師が一定数の患者を受け、これらの患者に対して一年一人当り一定額の報酬料金の支払を保健省から受ける。もう一つは患者が任意の開業医から診療を受け患者が医師に報酬を支払い、後に社会保険基金から払戻しを受ける方法である。その他小中学校児童の歯の治療費は全部国が負担する。

六、失業給付

十六歳以上六〇歳未満の失業者に失業期間中支給されるもので、勤務所得以外に週三ポンド十志以上の収入がある場合は除外される。妻の場合は疾病給付の場合と同様である。待期は原則として七日間で、給付額は二〇歳未満の独身者が週三〇志、その他の者は五〇志、妻がある場合はその上五〇志追加給付される。

医師の処方による医薬品は公費薬剤師から無料で支給され、その中には一般に必要な医薬品は一切含まれている。

入院給付は内科・外科の治療、看護、添・患者の食事の供与など一切を含み公立病院の場合は無料である。

一、節米を奨励し、食生活の改善と超過供出に当りましょう。

二、生活の合理化して、五十億貯蓄を達成しましょう。

三、クミ・アイ・印愛用運動を強力に実践しましょう。

四、農村新生活運動の推進について

その他就労のために、職業病により労働能力をうばわれた時に支給される被災者給付や、種々な障害で、生計を維持していけない者で社会保険の給付を受ける資格のない者に支給される緊急給付などがある。

現金給付の他に現物給付として保健給付が全国民に無料で与えられる。即ち医療・医薬品・入院・出産給付などがそれである。

五、疾病給付

一般医師から治療を受ける場合二つの方法があつて、一つは医師が一定数の患者を受け、これらの患者に対して一年一人当り一定額の報酬料金の支払を保健省から受ける。もう一つは患者が任意の開業医から診療を受け患者が医師に報酬を支払い、後に社会保険基金から払戻しを受ける方法である。その他小中学校児童の歯の治療費は全部国が負担する。

六、失業給付

十六歳以上六〇歳未満の失業者に失業期間中支給されるもので、勤務所得以外に週三ポンド十志以上の収入がある場合は除外される。妻の場合は疾病給付の場合と同様である。待期は原則として七日間で、給付額は二〇歳未満の独身者が週三〇志、その他の者は五〇志、妻がある場合はその上五〇志追加給付される。

医師の処方による医薬品は公費薬剤師から無料で支給され、その中には一般に必要な医薬品は一切含まれている。

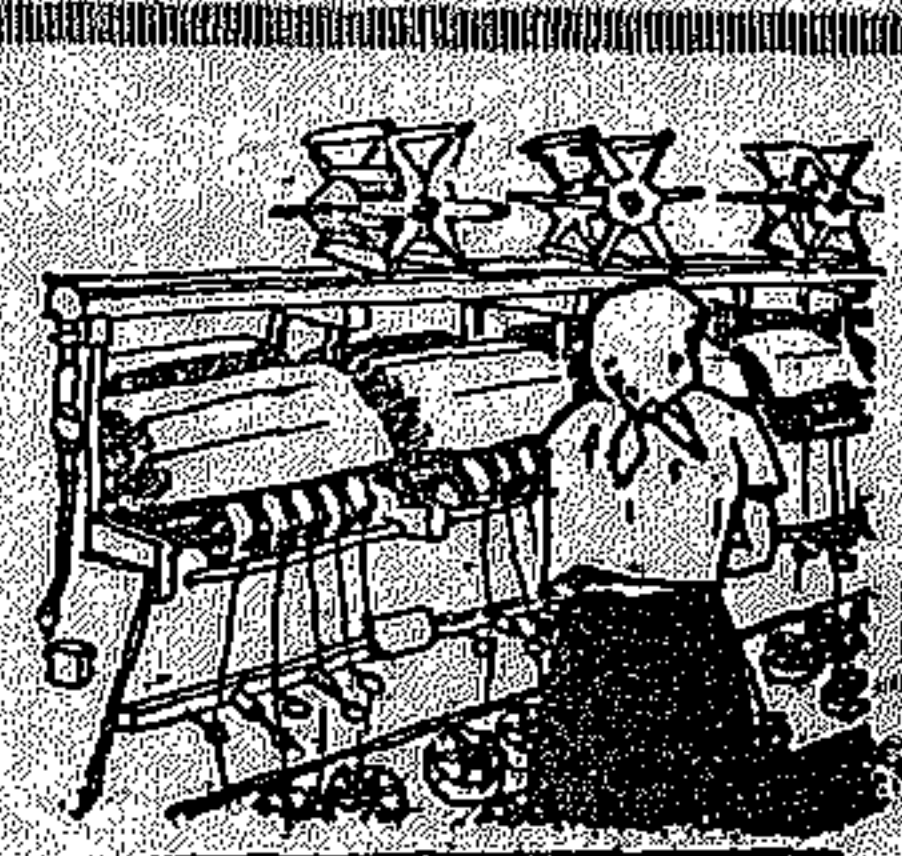
入院給付は内科・外科の治療、看護、添・患者の食事の供与など一切を含み公立病院の場合は無料である。

一、節米を奨励し、食生活の改善と超過供出に当りましょう。

二、生活の合理化して、五十億貯蓄を達成しましょう。

三、クミ・アイ・印愛用運動を強力に実践しましょう。

四、農村新生活運動の推進について



繊維産業の福利厚生施設について

末吉ユキエ

婦人と年少者

「繊維産業は福利厚生施設が非常に整っているそうですね」とAは言う。一方Bは「とてもひどいのですってね」とどうもこの二つともが当るようには考えられず、繊維産業と言つてもピンからキリまで、一事業場が三千人以上のところもあれば、僅か四五人の小企業もあつて、その内容は千差万別である。そこで昨年全職同盟で調査した繊維産業の福利厚生施設の現況を紹介し、改善への協力をお願いする次第である。その前にまず繊維産業の特殊な状態を記しておく。

労働し、二交替作業を続け、女子の勤続年数の平均は三・七年、平均年齢は二二・七歳である。婦人労働者の通職として伝統を保ちながらも、昭和二十五年にはその雇用率は四七・五%に低下している。これらの原因は別の機会に譲り、ここでは賃金と密接な関係にある福利厚生施設の一部を列記してみよう。

(1) 調査対象と作業状態(第一表)

調査総数は六五〇工場であつたが、回答は一〇七工場のみであつた。立作業が平均して八七・七%を占めているが、地織(地方繊維中小企業)に座作業がやや多いのは、縫製工場のように加工部門が多いからである。労働安全衛生規則第二〇六条のいすの設備のあるところは計二五工場のみで、しかも休憩中が交替時に短時間使用できるのみである。しかし職場の関係で二時間程度に糸を替える作業場ではいすを設備し、疲勞度の軽減をはかる必要がある。大企業はともかく、暖房・冷房施設などの不備を考慮併せ

(2) 喫食施設(第二表)

食堂は第三表に示すように大食堂が多数を占めていて給食の受渡しの混乱や、さわめき等は、少なからず食欲の減退を招いている。経営者が経済面のみを主体にして設置しているような場合や食堂兼集会場であるものなどがあるが、最も問題になるのは職場と食堂との距離である。遠い所は食堂迄片道十分近くもかかり、四五分の休憩時間があつても手早くかき込まなければならない状態のところもあり、このことが胃腸障害が多い一つの理由と云えるのである。職場と食堂との距離、適切な収容人員等について当局関係で法的処置を考へていただきたい。また最近「事業附属寄宿舎規定」の第二十四条(寄宿舎における食堂の設置)が削除されようとしているときが、非番の寮生や、雨天休日の寮生には実害が大きい。第二表の通算別数でもわかるよう

第1表 調査対象と作業状態

業種別	調査工場数	立作業の比率(%)	立作業工場数
綿紡	97	立座 89.9 座 10.1	8
化繊	7	立座 88.8 座 11.2	2
羊毛	6	立座 84.7 座 15.3	0
麻	8	立座 90.0 座 10.0	0
生糸	22	立座 88.1 座 11.9	13
地織	27	立座 84.6 座 15.4	7
計	107		25

第2表 喫食関係

業種別	喫食場個数	1か所当収容人員個数別							利用収容率(%)	通算別数
		100人未満	101人~300人	301人~500人	501人~700人	701人~1000人	1001人以上	以上		
綿紡	87	1	7	10	9	10			8	87
化繊	4	1	1	0	2	2	1		3	6
羊毛	6		1	0	0	1	1		4	5
麻	7		1	0	2	1			4	8
生糸	18	1	2	1	7	4	2		9	22
地織	20	2	1	7	8	1	2		14	28
合計	91	4	8	9	21	28	20	18	8	42

(3) 更衣室

次に更衣室の設備状況を見ると、綿紡

取られる。この場合使用者も一般個人と同様に払込をしなければならぬ。又所得のない者は掛金は徴収されないが保護をうける事はできる。掛金で不足する分は国庫から補助金を交付することになっている。

資料

England and Wales, 1950, 1951, 1952, 1953, 1954, 1955, 1956, 1957, 1958, 1959, 1960, 1961, 1962, 1963, 1964, 1965, 1966, 1967, 1968, 1969, 1970, 1971, 1972, 1973, 1974, 1975, 1976, 1977, 1978, 1979, 1980, 1981, 1982, 1983, 1984, 1985, 1986, 1987, 1988, 1989, 1990, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1998, 1999, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004, 2005, 2006, 2007, 2008, 2009, 2010, 2011, 2012, 2013, 2014, 2015, 2016, 2017, 2018, 2019, 2020, 2021, 2022, 2023, 2024, 2025, 2026, 2027, 2028, 2029, 2030, 2031, 2032, 2033, 2034, 2035, 2036, 2037, 2038, 2039, 2040, 2041, 2042, 2043, 2044, 2045, 2046, 2047, 2048, 2049, 2050, 2051, 2052, 2053, 2054, 2055, 2056, 2057, 2058, 2059, 2060, 2061, 2062, 2063, 2064, 2065, 2066, 2067, 2068, 2069, 2070, 2071, 2072, 2073, 2074, 2075, 2076, 2077, 2078, 2079, 2080, 2081, 2082, 2083, 2084, 2085, 2086, 2087, 2088, 2089, 2090, 2091, 2092, 2093, 2094, 2095, 2096, 2097, 2098, 2099, 2100, 2101, 2102, 2103, 2104, 2105, 2106, 2107, 2108, 2109, 2110, 2111, 2112, 2113, 2114, 2115, 2116, 2117, 2118, 2119, 2120, 2121, 2122, 2123, 2124, 2125, 2126, 2127, 2128, 2129, 2130, 2131, 2132, 2133, 2134, 2135, 2136, 2137, 2138, 2139, 2140, 2141, 2142, 2143, 2144, 2145, 2146, 2147, 2148, 2149, 2150, 2151, 2152, 2153, 2154, 2155, 2156, 2157, 2158, 2159, 2160, 2161, 2162, 2163, 2164, 2165, 2166, 2167, 2168, 2169, 2170, 2171, 2172, 2173, 2174, 2175, 2176, 2177, 2178, 2179, 2180, 2181, 2182, 2183, 2184, 2185, 2186, 2187, 2188, 2189, 2190, 2191, 2192, 2193, 2194, 2195, 2196, 2197, 2198, 2199, 2200, 2201, 2202, 2203, 2204, 2205, 2206, 2207, 2208, 2209, 2210, 2211, 2212, 2213, 2214, 2215, 2216, 2217, 2218, 2219, 2220, 2221, 2222, 2223, 2224, 2225, 2226, 2227, 2228, 2229, 2230, 2231, 2232, 2233, 2234, 2235, 2236, 2237, 2238, 2239, 2240, 2241, 2242, 2243, 2244, 2245, 2246, 2247, 2248, 2249, 2250, 2251, 2252, 2253, 2254, 2255, 2256, 2257, 2258, 2259, 2260, 2261, 2262, 2263, 2264, 2265, 2266, 2267, 2268, 2269, 2270, 2271, 2272, 2273, 2274, 2275, 2276, 2277, 2278, 2279, 2280, 2281, 2282, 2283, 2284, 2285, 2286, 2287, 2288, 2289, 2290, 2291, 2292, 2293, 2294, 2295, 2296, 2297, 2298, 2299, 2300, 2301, 2302, 2303, 2304, 2305, 2306, 2307, 2308, 2309, 2310, 2311, 2312, 2313, 2314, 2315, 2316, 2317, 2318, 2319, 2320, 2321, 2322, 2323, 2324, 2325, 2326, 2327, 2328, 2329, 2330, 2331, 2332, 2333, 2334, 2335, 2336, 2337, 2338, 2339, 2340, 2341, 2342, 2343, 2344, 2345, 2346, 2347, 2348, 2349, 2350, 2351, 2352, 2353, 2354, 2355, 2356, 2357, 2358, 2359, 2360, 2361, 2362, 2363, 2364, 2365, 2366, 2367, 2368, 2369, 2370, 2371, 2372, 2373, 2374, 2375, 2376, 2377, 2378, 2379, 2380, 2381, 2382, 2383, 2384, 2385, 2386, 2387, 2388, 2389, 2390, 2391, 2392, 2393, 2394, 2395, 2396, 2397, 2398, 2399, 2400, 2401, 2402, 2403, 2404, 2405, 2406, 2407, 2408, 2409, 2410, 2411, 2412, 2413, 2414, 2415, 2416, 2417, 2418, 2419, 2420, 2421, 2422, 2423, 2424, 2425, 2426, 2427, 2428, 2429, 2430, 2431, 2432, 2433, 2434, 2435, 2436, 2437, 2438, 2439, 2440, 2441, 2442, 2443, 2444, 2445, 2446, 2447, 2448, 2449, 2450, 2451, 2452, 2453, 2454, 2455, 2456, 2457, 2458, 2459, 2460, 2461, 2462, 2463, 2464, 2465, 2466, 2467, 2468, 2469, 2470, 2471, 2472, 2473, 2474, 2475, 2476, 2477, 2478, 2479, 2480, 2481, 2482, 2483, 2484, 2485, 2486, 2487, 2488, 2489, 2490, 2491, 2492, 2493, 2494, 2495, 2496, 2497, 2498, 2499, 2500, 2501, 2502, 2503, 2504, 2505, 2506, 2507, 2508, 2509, 2510, 2511, 2512, 2513, 2514, 2515, 2516, 2517, 2518, 2519, 2520, 2521, 2522, 2523, 2524, 2525, 2526, 2527, 2528, 2529, 2530, 2531, 2532, 2533, 2534, 2535, 2536, 2537, 2538, 2539, 2540, 2541, 2542, 2543, 2544, 2545, 2546, 2547, 2548, 2549, 2550, 2551, 2552, 2553, 2554, 2555, 2556, 2557, 2558, 2559, 2560, 2561, 2562, 2563, 2564, 2565, 2566, 2567, 2568, 2569, 2570, 2571, 2572, 2573, 2574, 2575, 2576, 2577, 2578, 2579, 2580, 2581, 2582, 2583, 2584, 2585, 2586, 2587, 2588, 2589, 2590, 2591, 2592, 2593, 2594, 2595, 2596, 2597, 2598, 2599, 2600, 2601, 2602, 2603, 2604, 2605, 2606, 2607, 2608, 2609, 2610, 2611, 2612, 2613, 2614, 2615, 2616, 2617, 2618, 2619, 2620, 2621, 2622, 2623, 2624, 2625, 2626, 2627, 2628, 2629, 2630, 2631, 2632, 2633, 2634, 2635, 2636, 2637, 2638, 2639, 2640, 2641, 2642, 2643, 2644, 2645, 2646, 2647, 2648, 2649, 2650, 2651, 2652, 2653, 2654, 2655, 2656, 2657, 2658, 2659, 2660, 2661, 2662, 2663, 2664, 2665, 2666, 2667, 2668, 2669, 2670, 2671, 2672, 2673, 2674, 2675, 2676, 2677, 2678, 2679, 2680, 2681, 2682, 2683, 2684, 2685, 2686, 2687, 2688, 2689, 2690, 2691, 2692, 2693, 2694, 2695, 2696, 2697, 2698, 2699, 2700, 2701, 2702, 2703, 2704, 2705, 2706, 2707, 2708, 2709, 2710, 2711, 2712, 2713, 2714, 2715, 2716, 2717, 2718, 2719, 2720, 2721, 2722, 2723, 2724, 2725, 2726, 2727, 2728, 2729, 2730, 2731, 2732, 2733, 2734, 2735, 2736, 2737, 2738, 2739, 2740, 2741, 2742, 2743, 2744, 2745, 2746, 2747, 2748, 2749, 2750, 2751, 2752, 2753, 2754, 2755, 2756, 2757, 2758, 2759, 2760, 2761, 2762, 2763, 2764, 2765, 2766, 2767, 2768, 2769, 2770, 2771, 2772, 2773, 2774, 2775, 2776, 2777, 2778, 2779, 2780, 2781, 2782, 2783, 2784, 2785, 2786, 2787, 2788, 2789, 2790, 2791, 2792, 2793, 2794, 2795, 2796, 2797, 2798, 2799, 2800, 2801, 2802, 2803, 2804, 2805, 2806, 2807, 2808, 2809, 2810, 2811, 2812, 2813, 2814, 2815, 2816, 2817, 2818, 2819, 2820, 2821, 2822, 2823, 2824, 2825, 2826, 2827, 2828, 2829, 2830, 2831, 2832, 2833, 2834, 2835, 2836, 2837, 2838, 2839, 2840, 2841, 2842, 2843, 2844, 2845, 2846, 2847, 2848, 2849, 2850, 2851, 2852, 2853, 2854, 2855, 2856, 2857, 2858, 2859, 2860, 2861, 2862, 2863, 2864, 2865, 2866, 2867, 2868, 2869, 2870, 2871, 2872, 2873, 2874, 2875, 2876, 2877, 2878, 2879, 2880, 2881, 2882, 2883, 2884, 2885, 2886, 2887, 2888, 2889, 2890, 2891, 2892, 2893, 2894, 2895, 2896, 2897, 2898, 2899, 2900, 2901, 2902, 2903, 2904, 2905, 2906, 2907, 2908, 2909, 2910, 2911, 2912, 2913, 2914, 2915, 2916, 2917, 2918, 2919, 2920, 2921, 2922, 2923, 2924, 2925, 2926, 2927, 2928, 2929, 2930, 2931, 2932, 2933, 2934, 2935, 2936, 2937, 2938, 2939, 2940, 2941, 2942, 2943, 2944, 2945, 2946, 2947, 2948, 2949, 2950, 2951, 2952, 2953, 2954, 2955, 2956, 2957, 2958, 2959, 2960, 2961, 2962, 2963, 2964, 2965, 2966, 2967, 2968, 2969, 2970, 2971, 2972, 2973, 2974, 2975, 2976, 2977, 2978, 2979, 2980, 2981, 2982, 2983, 2984, 2985, 2986, 2987, 2988, 2989, 2990, 2991, 2992, 2993, 2994, 2995, 2996, 2997, 2998, 2999, 3000, 3001, 3002, 3003, 3004, 3005, 3006, 3007, 3008, 3009, 3010, 3011, 3012, 3013, 3014, 3015, 3016, 3017, 3018, 3019, 3020, 3021, 3022, 3023, 3024, 3025, 3026, 3027, 3028, 3029, 3030, 3031, 3032, 3033, 3034, 3035, 3036, 3037, 3038, 3039, 3040, 3041, 3042, 3043, 3044, 3045, 3046, 3047, 3048, 3049, 3050, 3051, 3052, 3053, 3054, 3055, 3056, 3057, 3058, 3059, 3060, 3061, 3062, 3063, 3064, 3065, 3066, 3067, 3068, 3069, 3070, 3071, 3072, 3073, 3074, 3075, 3076, 3077, 3078, 3079, 3080, 3081, 3082, 3083, 3084, 3085, 3086, 3087, 3088, 3089, 3090, 3091, 3092, 3093, 3094, 3095, 3096, 3097, 3098, 3099, 3100, 3101, 3102, 3103, 3104, 3105, 3106, 3107, 3108, 3109, 3110, 3111, 3112, 3113, 3114, 3115, 3116, 3117, 3118, 3119, 3120, 3121, 3122, 3123, 3124, 3125, 3126, 3127, 3128, 3129, 3130, 3131, 3132, 3133, 3134, 3135, 3136, 3137, 3138, 3139, 3140, 3141, 3142, 3143, 3144, 3145, 3146, 3147, 3148, 3149, 3150, 3151, 3152, 3153, 3154, 3155, 3156, 3157, 3158, 3159, 3160, 3161, 3162, 3163, 3164, 3165, 3166, 3167, 3168, 3169, 3170, 3171, 3172, 3173, 3174, 3175, 3176, 3177, 3178, 3179, 3180, 3181, 3182, 3183, 3184, 3185, 3186, 3187, 3188, 3189, 3190, 3191, 3192, 3193, 3194, 3195, 3196, 3197, 3198, 3199, 3200, 3201, 3202, 3203, 3204, 3205, 3206, 3207, 3208, 3209, 3210, 3211, 3212, 3213, 3214, 3215, 3216, 3217, 3218, 3219, 3220, 3221, 3222, 3223, 3224, 3225, 3226, 3227, 3228, 3229, 3230, 3231, 3232, 3233, 3234, 3235, 3236, 3237, 3238, 3239, 3240, 3241, 3242, 3243, 3244, 3245, 3246, 3247, 3248, 3249, 3250, 3251, 3252, 3253, 3254, 3255, 3256, 3257, 3258, 3259, 3260, 3261, 3262, 3263, 3264, 3265, 3266, 3267, 3268, 3269, 3270, 3271, 3272, 3273, 3274, 3275, 3276, 3277, 3278, 3279,

あつては事業場が綿紡三〇、化繊六、羊毛六、麻七、生糸一、地織二〇社で設置数の九三〇である。そのうち種々多であるが、作業の性質によって職場内に設けることが望ましいと考へる。

(4) 医療並びに休養施設

病院あるいは医務室は殆ど設置されてゐるが、その室が男女別になつてゐる事業場数は、綿紡三二社、化繊五、羊毛三、麻三、生糸一五、地織一三工場であり、男女共同が綿紡七、化繊一、麻三、生糸一、地織九社となつてゐる。中小企業は入院設備や医務の不整備から、療養も郷里へ帰省しなければならなかつたり、夜間の急病時等非常に不便な状態もみられる。又病室のベッドが畳かの点については両方設けられているところが多いが、はつきりベッドとして数字にあらわれるのは、綿二四、化繊四、羊毛三、生糸五、地織四社である。しかし、さらに女子の生理時の場合とか、夏季の身体のだるい時に簡単に休養できる職場内の休養室の設置が必要であると考へる。

(5) 休養施設

職場が立派なだけに下駄の疲勞度が高い。従つて短時間の休憩時間でも腰掛けるか、或るいは芝生の上に足をなげ出させるというようなことが必要であるが、労働安全衛生規則の第二〇四条の項の設備も不整備といつてよい。休憩所を男女別に設けている数は綿紡一三、化繊三、

羊毛二、麻二、生糸六、地織六社で、共同が綿二二、化繊三、羊毛不明、麻四、生糸四、地織九社で、休憩室は二坪から最高三〇坪あるが、平均して四・五坪程度で、男性の喫煙室に使用される場合が多い。備品としては、いす、ストーブ、檯、等が置かれてゐる。休憩施設は全般的にみて不足してゐるし、休憩時にはつとめて気分転換が得られるよう今一段の努力が必要である。

(6) 哺乳所・託児所・授乳所

最近特に職場結婚率が上昇したため、当然これらの早急対策の必要に迫られてゐるが、事業場内哺乳所は最近(一九九九年)帝人三原にやつと一か所設置されたに過ぎない。託児所は綿紡二、化繊一、羊毛二、麻二、生糸なし、地織二社計九社といつた程度で三六歳迄の子供を時間中預り幼稚園として運営してゐる。授乳所は綿二六、化繊三、羊毛一、麻一、生糸なし、地織四社が所持してゐる。面積は二一六坪程度で、ベッドを設けてゐるところもあるが、半数は門前の面会所を利用しなくてはならない状態である。労基法第六十六條には育児時間を規定してゐるが、施設の裏付けの規則がないためあつて、職場内で必要に迫られるながらも業者の理解が乏しく実現しない実情であるから、労基法第六十六條の裏付けの規則をぜひ新設していただきたいものである。実際職場で必要なのは哺育所であるが、これ等の施設の不完備は必然

的に既婚有職婦人を家庭内に封じ込め結果となつてゐる。

十一月下旬、私は新潟の中小企業の繊維工場を巡回したが、二年前と同じく、若いお母さんが生後三か月の乳児を背負つて、ほろりの中を機械を運搬してゐた。業者が面接して一校でも良いから、と善処を依頼したが、場所と経費面の関係からどうしても難かしい。強い言葉を返すまでもうより仕方がないといふ返事であつた。市中の乳児施設を調査したら、二〇〇四・六〇〇円の有料託児所が五か所あるが、四歳以上でないといふ条件がない。又預る時間も十時間作業を行っている状態では中途半端で生きる為には最も苦しいといふ実情に哀れな状態である。福利でも子供がふこの中に入れられて機械と取組む母親の傍に置かれてゐた。職場の中で「何の爲の税金か」と叫ぶのも尤もである。厚生省児童課へ二回位乳児の対策について調査に行つたが、予算の関係もあつてか、これ等の対策ができてゐなかつた。婦人少年局で企画する婦人の家もこれ等の中小企業の密集地へ設置したらどんなに喜ばれるであらう。婦人の地位の向上を高く叫んでみても、実際にそれらの裏づけがなければ、意識だけでは打開されない。当局は乳児の対策についても一段と歩を進め、児童課の内容を實際に生かしていただきたいものである。

(7) 便所施設

便所は徐々に水洗式に改良されてゐるが、労働安全衛生規則第三十九條の規定の大幅違反は見られない。平均して一か所当りの使用人数は十五人以上が最も多く、全体の五四％を占めてゐる。掃除は殆ど掃除機によつて毎日行われ昆虫対策も善処されてゐる。

(8) 作業衣(第三表)

服、帽子、靴が完全に制定されてゐる数は十五社で、一部制定が四六社、女子の頭髪による災害の多い作業場のため、特に帽子のみ設けたところが二一社ある。有償無償については、入社時は無償で一着支給されるが、次回は半額負担とか、有償であつても月分制で買入れてゐる事業場が多い。安全衛生面と経

第3表 作業衣の状況

種別	作業衣の制定有無			有償無償関係		
	完全制定	一部制定	無制定	有償	無償	有償
綿紡	6	19	10	10	11	14
化繊	2	4	1	3	8	1
羊毛	2	2	1	1	2	2
麻	2	8	1	2	4	0
生糸	1	9	2	6	5	1
地織	2	9	6	7	5	5
合計	15	46	21	29	80	23

資面と、新鮮さを取入れ、勤勞意欲をそそるような服装の制定への一段の努力が必要である。

(9) 教育施設

事業附属寄宿舎との関係もあつて教育施設は、定時制高校・学院・学園という形で、二番多いのは学院クラスである。

内容も基礎教育を行つてゐるところと、単に和洋裁・茶道道のみを行つてゐるところとある。向學心に燃える青年層の発展のためにも二交替作業を生かされる

一口に銀行勤めといふと、おきつ勘定を連想されがちですが、銀行の仕事にも表からはわからない、複雑な仕事がたくさんあります。私はその中の計算課の仕事をしております。それで毎日そろばんを友として、もう二十年を過してしまいました。そして五年前、計算課長という役を

そろばんと共に

二十余年

平野 松江



私の職業
を話させていただきます

して細かながら生計を立て始めました。しかしこのくらゐのことでは永いゆゑ末が案じられましたので、知人に頼み、嫁ぐ前に勤務してゐた興信社銀行に就職させてもらうことになりました。就職時代でしたので、とてもむずかしいかと、ずいぶん非難もされましたが、折よく退職される女子行員の後任として入行を許可され、その内容も基礎教育を行つてゐるところと、単に和洋裁・茶道道のみを行つてゐるところとある。向學心に燃える青年層の発展のためにも二交替作業を生かされるうな定職を得られたことは、ほんとうに恵まれたことでした。それというのにも、前に勤めていた経験があつたことが強みだつたことはたしかで、職業の経路を持つということの大切なことを、身をもつて知りました。こうして私は人生の再出発をいたしました。母子もとも死を覚悟したところなど、今は遠い思い出となり、またそのうち去月、長男にやさしい嫁を迎え、ますます一家だんらんが楽しい日々を過せるようになりました。長い間勤めておりますと、時世の移り変りにつれ、人心の変化も大きく、学歴を果立つて始めて社会人として入社される方の中には、慣れるに従ひ細真さを失ひ、自由のほきもがいを起すものも見受けられます。しかし私の経験から申しますと、どんな道を歩んでも、心の持ち方一つでどうにもなるもののように思われますので、真心・熱意・努力をこめて、トとして進んでゆけば、必ず楽しい人生が開かれていくものだといふことを、後から続く方々に、信念をもつて申しあげたいと思ひます。

風流な端年の前句を祝う日、私の主人は七歳を上に四歳と生後五十余日の三人の男の子を授け、おすかばかり病床にいたばかりで他界してしまいました。世は不況時代で、三人の子供をかかえ、どうして生活したものかと、文字通り夜でもさめても、そのことばかり考えていました。ある時道児をもらひ受けたと云われ、またある時

横濱興信社銀行計算課長

全職同盟婦人副部長

新 中国の婦人たち

神 近 市 子

中国の婦人たちのことといっても、短い期間の旅行だったもので、あらゆる階層の婦人にあつたとはいえない。ただ比較的的印象にうつつた人たちのことを思い出してみよう。

九龍の飛行場からミラノホテルにゆくバスの中で、街をゆく婦人の姿をみて、私は満足のことを思い出していた。そして、いかにも軽やかにサッソウと町をゆく婦人たちに、私は心からの祝福をおくつていた。

――満足がなくなつて、どんなに生活がらくになつたでしょう。嬉しいですね。

私は、満足が禁じられても何十年かたち、この若い人々は昔の人たちの苦しみは知らないのだと考えながらも、いかにも軽やかに道をゆく婦人たちにこの祝福をおくらすにいられたかつた。

次に会つた中国の婦人は、漢秋芳さんだつた。イギリスの軍服をきた国境兵の監視のうちに、金網をぬけてゆくと何かの小屋のわきの細道に漢さんが立つていた。三十二、三歳の美貌をおしげもなく實業家ブラスにつつんで、ここにこそ私達を迎えたものだつた。

実に流暢な日本語だつた。私共のあとで翌日ここでこの人に会つた四人の人が、抱きつきたい衝動をかんだといわれたのは、ほんとだらう。四人の人は一人も英語がわからず、九龍のホテルでも途中の汽車の中でも、心細さの限りをなめて来られたわけだらう。漢

さんの日本語はそれほど立派で、やさしさと親切さの面にあふれた人柄だつたから。

でも、四人の人があとからくるるとわかつた。漢さんは中国側の国境駅新洲にこのことになつた。

私共はそこから英語のできる劉亦農さんの責任下におかれた。日本語は少しもわからず、英語も私の片言より少しもしなな程度であつたが、この人はズッと私共の滞在中一緒だつた。年齢も三十歳はすぎているようにみえた。右頬に昔の五十銭銀貨位のアザがあり、口数のすくない目立たない人だつた。私共はこの人を「アザのある劉さん」とよんで、大して問題にしていなかつたが、何時からか「劉さんの親切」という言葉を皆が口にするようになって、大変したしくなつた。今でも私は思い出すが、私がカメラをいじつて皆におく

れてしまふが、熱があつて皆がゆくところに行けないでいると、何時でもこの劉さんがそばにいてくれた。私が何かにとくに興味をもつていると、劉さんがそばにきて、それをよく理解させるようにしてくれた。今にして思うと、この人は私の世話をする事になつて

いたのかも知れない。この人は、広州のホテルでも飛行機の中でもよく言つた。

――北京につくと、日本語のよくわかる通訳がいま

す。少しの間、不自由をがまんして下さい――と。

その日本語のよくわかる通訳は、蘇奇さんだつた。顔に「アザ」のあとが眼ざわりだつたが、中商の頭だちは立派だつたし、漢民族の特長である髪的美しい人だつた。日本語は二行の中のインテリのどの人にも負けぬ立派なもので、私共は日本の百科辞典の中の記事をも

◇神近氏の談話から

婦人少年局で十一月二十六日、国慶節に招かれて中国を視察された神近市子氏に中国の視察談を伺いました。その中から二、三を拾つてみましょう。

中国の婦人は今は男子と同じに高い地位にいています。例えば厚生大臣や法院長なども婦人です。新憲法を完全に実行させるために、婦人は熱心に運動を展開し、特に新婚姻法など婦人に関係のある法律擁護のためにプラカードを立てて行進しているのを見て、その熱意に敬服しました。

八千万の会員をもつ全国的な婦人団体、民主婦女連合会が新政府の下に集つた労組や公務員、革命に参加した人々、国民政府治下にあつた婦女連合会やYWCAなどの会員を糾合したもので、主席には労働者出身の婦人を、副主席には四人の知識婦人を据えています（委員長、副委員長、李淑清、李淑清夫人）。

上海で託児所を見ましたが、婦人が働きやすいように十五分から三十分で職場にゆけるような位置にできていました。子供五人に一人の保育士の制で、日託と全託があります。日託は多分無償だつたと思います。全託というのは月曜から土曜まで続けてあずけることで、母が働くへ働きにいつたり、出張したりする場合に便利で、全託で一か月個人負担三十万円（普通の月収百万円）国家負担三十万円です。

農民については、大地主の土地は耕作農民に平等に分配されたので、安易に土地をもち、離婚する場合に、自分の土地は持つて帰ることが出来ます。現在集団農場は二十くらいで、今後土地の再分配の必要が迫つたときには社会の共有にしてしまふのです。

都市の婦人は全部が労働するようになり、男女同一賃金が守られ、たいてい仕事で、結婚の主婦という

ち出されて着いたものである。私共は今でも、李錦全さんのお連れになつた王さんよりは蘇奇さんの方が日本語は上手だつたと考えている。この人と漢秋芳さんが私共の通訳で、いつも一緒だつた。（漢さんは、上海から高田なお子さんについて北京に帰られた。）

三人のうちでは、アザのある劉さんが少し上の地位にあるようだつた。何か問題があると、蘇奇さんや漢さんは近くにいる劉さんに意見を求めた。

その上にいるのが李麗蓮さんだつた。この人は婦女連合会の児童福祉部の副部長で、私共の接待の係長のようなものだつた。これに外交部長の陸麗蓮さんが汽車旅行について来られ、国境まで見おくつて下さつた。陸さんの見送りは珍らしいことだらうで、私共はずいぶん感遇されたものがある。

ただ、私共は痛つてからそれをきくまでは、別に大したことも考えてはいなかつた。李さんは、スラリとしたかまど眼のギョリとした色のくろい人で、その眼のゆえにはじめ私共はなじめなかつた。二週間あまりも一緒に旅行をして上海にきたとき、この人が蘇奇色の中国服をきて司会にたち、いい声で中国の歌をきかせて下さつた前後から急にしななかつた。杭州の西湖の上では、小舟は仲間の舟といつも前後したり並んでゆくので、この時も皆が李さんに歌わせていた。朝鮮の「アリラン」を朝鮮語で皆がおそろつていた。

陸麗蓮さんは、はじめ会つたときから中国服で、それがまたよく似あうスラリとした姿勢の人だつた。皆が蘇奇さんの姿をほめるので、ほめられない人に悪いからといって、皆のいる前でそれを口にするのを私は止めた。

この人の英語はうまかつた。おそろく北京あたりのミッショナースタイルの出ではないだろうか。李さんも少しは英語ができたが、何か私と談合の必要がある

ときには、必ず通訳の人をつれて来た。

瀋陽の三日は、私は熱を出して床に入つたきりだつたので、その夜の歓迎会にもでず、誰もあやうにいた。三日目に、たつまに、名前は今はしし出せないが瀋陽の民主婦女連合会の主席の人が挨拶にきて下さつた。珍しく（ほんとに前にあつた人は皆スラリとしていて太つた人ばかりだつた）太りじしのかい手の人だつた。長いこと私の手をとつて、たどたどしい日本語で、わからないことは筆談で話をされた。貧民の生れだといわれたから、おそろく抗日戦か内乱期によく働いた「愛国的主婦」の一人だらうと思つた。

最後に、私共は上海の児童科学病院でも、紡績会社でも婦人が責任のある地位に当然のこととしておかれていふことに驚いた。児童病院は十二歳以下の子供の病氣について研究治療にあたつていたが、院長は陳翠貞という婦人であつた。

――医学はどちらで勉強なさいましたか、と藤間トクトルがきかれた。

――アメリカです。私の若い頃は婦人は外国にゆかないと勉強はできなかったのです。と恥しそうに答へられたのが印象にのこつた。

一般的印象として、今の中国の婦人たちは、国民と自分たちの解放を心からよここんでいるようにみえる。そして紅も白粉もバーマネットも美服もなく、一日もはやく自国の人々が世界的水準の国民生活をおくるようにしたいと考えて努力しているようである。

私はこんなに美しい婦人たちを、これまで見なかつたように思つた。国境をこえた汽車の中で、久しぶりにコッテリと化粧した婦人を見たとき、醜態をさへかんじた。そして一行の人々に意見をきくと、皆おなじことをかんじたというので、私は自分の感覚があやまりでないことを知つた。

ものはだんだんなくなるのではないだろうか。

社会保障制度が確立され、また婦人が経済的に独立しましたので、一般に早婚になつていふようです。結婚は自由ですが、もし母親が娘の結婚を許さないような場合には、何度でもわかるまで説得します。どうしてもきかない母親は監獄に入れられます。

働く婦人が妊娠した時は、労働七時間半とし、休憩時間、つまり休暇十五日があります。休憩中はいすとはあがたえられず、出産の時ばかり補給のため卵百個、第一種四万円、第二種八万円の出産手当が支給され、難産の場合は一週間分余分に与えられます。出産休暇は八週間です。

失業者がないので、しぜん売春婦もほとんどなくなりました。上海に一九五一年十一月開設された「上海労働保健所」で売春婦の更生をさせています。最初三千五百人くらい強制収容しましたが、そのうち千五百人が更生しました。三千五百人という数は少なすぎますが、おそろく多くの者はこの保健所の開設を待たず、職業を得て転職したものと思われまふ。ここでは手袋、靴下などを作つていました。無給ですが月一〇一三〇万円の奨励金が出ます。ここにも託児所があり、年齢に達すると児童保健所に移します。どこでも「婦人と子供のために」という言葉が歌のように合言葉としてくり返され、そのために乾杯が行われます。いま中国では旧時代にいたげられてきた婦人と子供のためにできるだけの幸福を与えようとしています。

なお中国の社会保障は旧有資本を没収した金（アバット・ホテル、鉄道など）と民族資本家から没収した金（二五〇兆億元（日本金で四五兆億円））と公債によつてまかなわれていふ。今のところ農民は収穫高の何%かの税金を払いますが、勤勞所得には税がかけていません。

二つの働く婦人の家の竣工



福岡県の「働く婦人の家」

毛利正国

働く婦人の文化教養を高め、健康な社会生活への希望を与えるとともに、生活技術の習得により、その家庭生活を合理化し、ひいては生産能力の向上を図るための文化福祉施設として働く婦人の家が労働省婦人少年局で全国二か所に計画された。

本県では、これに同調して積極的誘致運動を行うことになり、昨年四月杉本知事から労働大臣あてに設置方を依頼するともに、各市の設立希望について検討の結果、北九州地区婦人の熱意により、候補地として八幡市大字尾倉小伊藤に設置することを決定のうえ申請した。

この結果労働省から同年八月本県にこの婦人の家設置の正式通知を受けたが、六、七月の二度にわたる大水害のため、建設促進に一大打撃をうけ、その上労働省の建築基準二〇〇坪に対し、一般の熱望もだじ難く六〇坪増加して設計したため、建設資金に難点を生ずるに至った。しかし北九州五市及び地元の大協力を得て、本年三月工事着工、十二月上旬竣工同下旬に開所式の手定で目下支障なく諸準備を進めている。

本県には労働者の教育文化、福祉施設としてすでに門司、田川、小倉、大牟田、八幡、戸畑の六か所に労働会館が建設され、

働く婦人として一般家庭婦人にもこの施設が今後一段と活用され、この「婦人の家」を基盤として婦人の地位向上のための難点が逐次解決されることを熱望し、また信するものである。

なお「婦人の家」の構造は次のとおりである。

- 鉄筋コンクリート地下一階、地上三階延二六〇坪
- 一階 待合室、小使室、湯沸、及び浴場、倉庫その他延二六坪
- 二階 事務室、応接室、会議室、保育室、託児室、売店、講堂（映画等設備、特殊排気装置完備）、WCその他延四九坪
- 三階 調理講習室、複合調理台（全自動）美容室、図書室、会議室、WCその他延四九坪
- 四階 娯楽室、日本間宿泊室兼会議室、倉庫、WCその他延四九坪
- 五階 バントハウス他九六坪
- 屋上 休憩その他レクリエーションに利用の手定

福岡県労働部労働課長

神奈川県の「勤労婦人会館」

福田さと子

神奈川県では、さきさる労働者の御援助で、全国にさきがけて勤労婦人のため、さらに新しい知性と良識を身につけ、

関係者出席のもとに盛大な開館式を挙げて、会館のスタートを切りました。

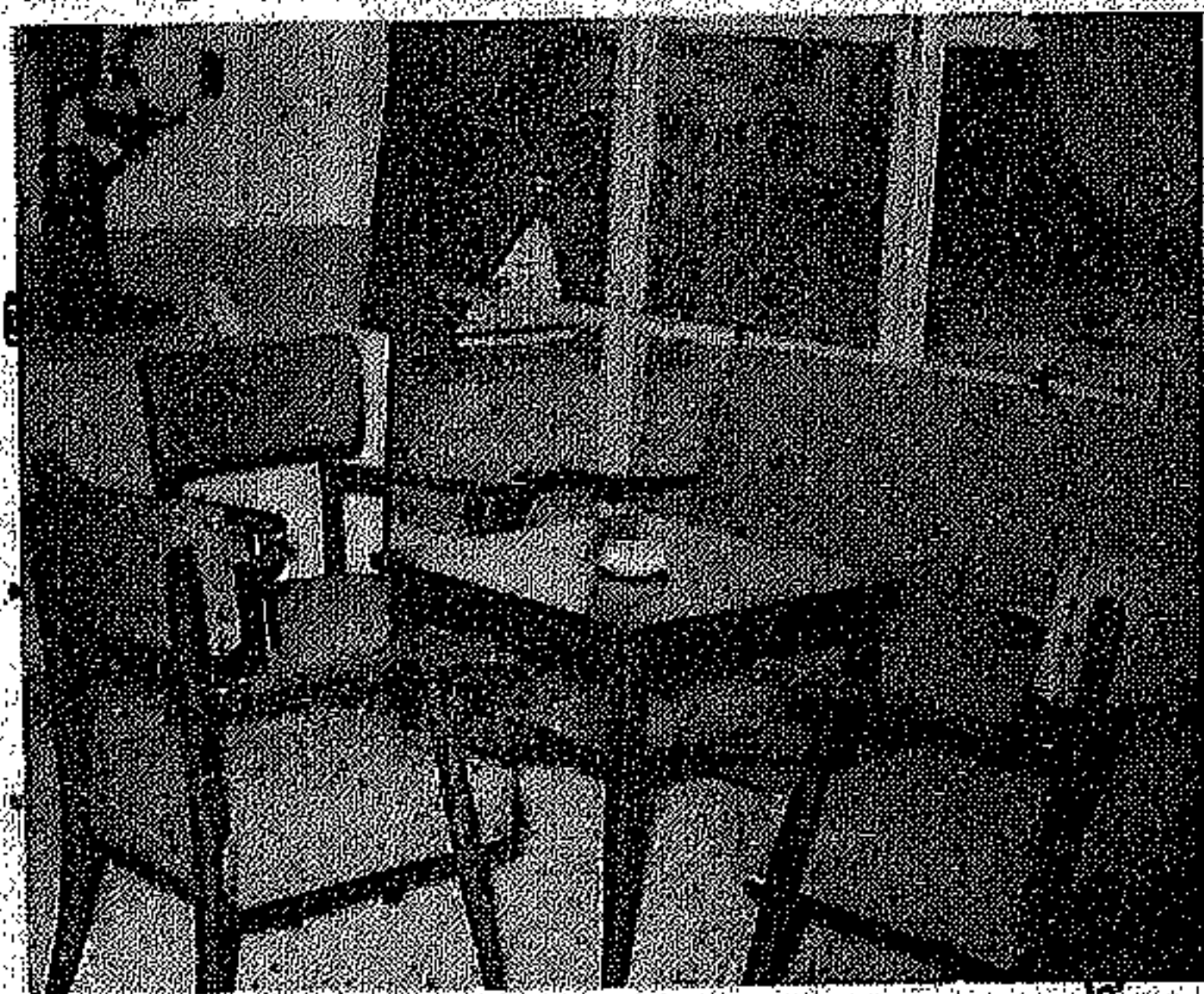
接収と職員の都川崎市を遷移する第二京浜国道に近い、南幸町ロータリーの一角に相当広い敷地を占め、楚々として建つ由重の建物がそれで、汗と油にまみれ、日夜工場に事務所に通う婦人たちのオアシスとなることでしょう。

この会館は南を主としてうけるように建てられ、正面玄関と二階のテラスに面した部分はガラス張りで、暖かい陽しさをうけて婦人の憩いの家になさわしい印象を与えます。小砂利を敷きつめた車寄せは芝生の前庭右側に続き、正面テラスを横切つて玄関のドアをおせば目も鮮やかな緑の床に、靴のままで良いのかしら？と一寸周囲の様子に気を配つて再びマットで靴を拭くのも文化女性のやさしさからでしょう。ピンクの大理石の壁にマッチしたソファやセッ

婦人と年少者

ットに倚る女性は今日の疲れを忘れ、勤労のよろこびを話し合うことでしょう。ホール左手に二〇〇人収容できる講堂はグリーンに、チョコレート色の床で柔い感じの中にも落着きをみせており、白いステージの壁はそのまま映写できるようになっております。

ホール入口のすぐ右手カウターのあちろい、正面階段を上ればサザンスタイルのホールがあり、バドミントン、ピンポンに通じ、館内各所の電気時計もここで調



整される仕組になつております。応接間の次がこの建物の西はずれとなつて第一講習室で、床もカーテンも椅子もすべてグリーンに揃っています。ドワナツを細長くして八つに切斷した様な机は、その使用の目的、人数等によつて一組、二組、三組にと、夫々使用できる様になつております。ホール正面のドア

れを休める適度なセットが置かれてあります。

右手は三〇〇人は楽に受講できる講習室が二間続いており、カーテン式の厚い壁を開けば七〇人収容可能な一室となり、グレットの床にエンジの椅子は落着いて、知識の泉の室としても申しましようか。

ホール左手のドアを開くと日本式の玄関にでます。八畳の茶室造り、十畳二間の三室には通し廊下があり、ここはお茶、お花などの稽古場ともなり、また和室の宿泊室ともなります。日本間側面の廊下突当りは娯楽室で、図書戸棚には新刊書も備わつており、レコードも豊富に取り揃えてあります。同一調度の小部屋二室は、居は談話室、読書室となり、ソファを返せば洋間宿泊施設の小部屋となります。

このようにこの家が働く婦人の明日の力の源泉として皆様の御利用をお待ちしております。

会館の事業としては予算のゆるす限り次の様なことを致したいと考えています。

- 一、講演会 社会、経済、時事、語学、衛生等
- 二、華道 三、茶道
- 四、洋裁 主として、事務服、作業服、通勤服、その他
- 五、洋装常識 洋服の正しい着方、アクセサリーの用い方、アイロンのかけ方、洗濯等

- 六、和裁 七、手芸及び編物
- 八、美容 勤労婦人の自らしなみ
- 九、料理 栄養学の知識、家庭惣料理、各種弁当の作り方等
- 十、書道、和歌、俳句
- 十一、タイプライター
- 十二、贈答、筆耕
- 十三、速記、珠算
- 十四、婦人相談室の設置
- 十五、その他 映画会、レコードコンサート、ダンス、スクエアダンスその他
- （この項については、交互に労働相談会等と組合わせて行う。）
- 参考
- 1. 場所 川崎市南幸町三の六〇
- 2. 建坪 一階 一三七、七坪 二階 七八、六坪 計 二二〇、三坪
- 3. 部屋の種類、大きさ
- 一階 講堂（四〇坪）、ホール（二三坪）、食堂（一一、五坪）、厨房（七、五坪）、事務室（七坪）、応接室（四坪）、講習室（一〇、五坪）、浴室（七坪）、その他湯沸室、小使室、便所、倉庫、脱衣室、洗面所等
- 二階 講習室（一一、五坪）、講習室（一〇、五坪）、読書室（三坪）、談話室（三坪）、娯楽室（七、五坪）、ホール、倉庫等（和室）十畳二間、八畳二間計三間
- 4. 構造 鉄筋コンクリート
- ―― 神奈川勤労婦人会館長――

働く婦人の服装について

作業衣コンクールから——

婦人少年期の婦人労働課には「今昔の勤く婦人」という写真帳があります。この写真帳の初めのページには明治時代のある百貨店の電話交換手の写真がはつてあります。皆和服に重そうな日本髪で、しかも紋付の羽織をさちんとはおつて交換合に向つています。姿は見えなくとも、お客様に应付する気持で——と威儀を正しているのでしょうか。しかしよく見るとこんな姿で作業できたものだと思います。

う、白い筒袖の着物に、同じ白の長い袴をはいて機械に向う婦人——これはやはり明治時代の、蒲野川印刷局で、切手の穿孔作業に従事する婦人達です。和服が日常の着物であつたこの頃には、作業服装といつても、せいぜい袖を短くするとか、着物の上にエプロンをかけるといつた程度が普通だつたのでしよう。今日私達の生活環境は大変忙しくなり、婦人の服装もずつと変りました。何よりもまず、婦人にとつて——少なくとも学校を出てからの何年間かは——職業について働くことが全く当り前になつてしまひました。しかも婦人のいない職業はないと云われるまでに、広い分野に亘つて婦人は働くようになりました。働くための服装にあらゆる工夫がこらされるようになったのも当然です。最近流行のスタイルブックを見ても、通勤服、仕事着などの

ページが大きな比重を占め、職能服などという新語(?)さえみえています。一つ一つの仕事の機能にあつた、美しく働きよい服装が、多くの婦人の要求にびつたりあてはまつたものと思われまゝ。

ところで美しく働きよい服装とはどんな

なものでしょうか。細かな分析は専門家に
にお任せするとして、それが最低限度「安全」
という要件に叶つたものでなければなら
ないことは、誰も異論がないでしょう。
う。明治時代の職場の婦人は、それが婦
人一般の服装だつたとはいへ、今から思
えばのんびりした姿で働いていました。
けれども当時は機械の回転も或る程度ゆる
やかでした。今では機械は比較になら
ない程複雑なスピードを増し、「ちよつ
としたアクセサリーも命とり」と云われ
る程油断のならないものになつてしまひ
ました。そこで安全作業ということが喧
しく叫ばれ、安全装置も次々に改良が加
えられていますが、それと共に作業服に
ついて、安全という要件が大きくクロ
ーズアップされてきたわけです。そんな
意味から、この七月の産業安全週間に、
全国各地で行われた、働く婦人のための
安全作業衣コンクール、又はショウの模
様を二、三例紹介して、いわゆるフッ
ションメーカーでない人々が仕事着の創
作にどんな関心を寄せたか、又作業衣が
安全という角度からどのように検討され
たかをお伝えすることは無意味でないと思
います。

婦人少年局では七月の産業安全週間に
あわせて、「働く婦人の安全のための運
動」が全国にまき起されるよう提唱しま
した。しかし「お役所」の提唱によるも
のとはいへ、このようなコンクールやシ
ョウは、実際に職場に働く婦人の創意や

使用者の協力、或るいは服装専門家の指導なしには到底実行不可能な企てでした。また実際このような催しが強く希望され、積極的に支持されたことは非常に意味深いことでした。

ある果で行つた安全作業衣コンクリールには、職場の婦人や、家事のあい間に洋裁にいそしむ婦人団体の、会員などのアエチニア・デザイナーから、工場等の作業服六〇点、事務服七〇点が出品されました。どれもこれもそれぞれの経験から工夫をこらしたものだけに、例えば工場用立作業が多いから、ズック靴のかかとを幾分高くしたとか、機械にひつかつた時にははずれにくいボタン付けをさけて、スナップやタックにしたとか、頭髪を機械に捲き込まれないように、帽子の改善に力を注いだといったような細かい配慮がうかがわれ、採点に困る有様でしたが、審査に当つたデザイナーや安全専門家等が、職場への適応性、実用性、安全、軽快、広く着られる大衆性、安い費用といったいろいろの角度から検討して、ようやく一、二、三位がきまりました。(さしえ参照) モデルになつたのは勿論働く婦人自身でした。この種のコンクリールは初めての試みとして意外な反響をよび、一、二位当選のものの販売図を紹介してほしいという申込が相当にあつたほか、ある工場では一位当選の作業服が丁度工場に向くというので早速採用したということです。

100

A black and white photograph of three women standing side-by-side in a studio. They are all wearing dark, long-sleeved, floor-length garments. The woman on the left is wearing a light-colored beret and flat shoes. The woman in the center is wearing a dark beret and flat shoes. The woman on the right is wearing a dark beret and flat shoes. They are all smiling at the camera. The background is a simple studio backdrop.

工場の当選は、
左から1位、2位、3位（広島）
を占め、職服服など
という新語（？）さ
えみえています。一
つ一つの仕事の機能
にあつた、美しく働
きよい服装が、多く
の婦人の要求にびつ
たりあてはまつたも
のと思われまゝ。
ところで美しく働
きよい服装とはどん

「ウは、実際に職場に働く婦人の創意や
動」が全国にまき起されるよう提唱しま
した。しかし「お役所」の提唱によるも
のとはいえず、このようなコンクールやシ
ョウスターカーでない人々が仕事着の創
作にどんな関心を寄せたか、又作業衣が
安全という角度からどのように検討され
たかをお伝えすることは無意味でないと
思います。

が、職場への適応性、実用性、安全、軽快、広く着られる大衆性、安い費用といつたいろいろの角度から検討して、ようやく一、二、三位がきまりました。(さしえ参照) モデルになったのは勿論働く婦人自身でした。この種のコンクールは初めての試みとして意外な反響をよび、一、二位当選のものの裁方図を紹介してほしいという申込が相当にあつたほか、ある工場では一位当選の作業服が工度工場に向くというので早速採用したということです。



創作品のコンクールは、このほかにも、教務所の地方へ行われましたが、県によつては農村婦人からの農作業衣の出品も多く、前がけが簡単な物入れになつたり、埃や虫などが体に入らないよう、拾元袖口、裾に特別の改善が加えられるなど、新分野を拓いた作品が見られました。

浴非常に多いのに、作業帽をかぶりたが
 らないという批判をよく聞きます。ある
 大工場の安全管理者などは、なんとかし
 て皆が喜んでかぶれるものをつくりたい
 と思い、十六回も色や形を変えてみたあ
 げく、女子工具の代表何人かにも研究を
 頼んで数種のを考案し、それをかぶ

もそののでき栄えに目をみはり、思はず探
点も忘れて見とれる始末であつた。盛り
上げる創意工夫によつて、皆が喜んで使え
るものを生み出そうという、会社幹部の
着眼のよさに心から敬意を表するととも
に、さらにこうした創意工夫によつて、
より優れた保護具のあらわれるよう祈り

と服装から——

婦人の安全はまずきちんとした髪

七月の安全週間に際、この標語をかかげた安全ポスターをどらんにした方もおありかと思ひます。婦人の産業安全が語られる集りでは、必ずといつてよいほど、作業服装のことが問題にされていま

現在用いている作業服を方々の工場から持ちよつてシヨウが聞かれました。作業帽や履物のこととて頭を痛める安全管理者の方々が「よその工場では一体どんなものを使っているのだらう」とおつしやる言葉をよく耳にします。中にはわざわざよその工場へ見学に行つたという熱心な管理者の例もいくつか聞いています。こうして一堂に集つて、実物を見比べながら、日頃の経験談、苦心談を發表しあふ機会が、同時にいくつかの地方で持たれたのも、決して偶然ではないでしょう。

A black and white photograph of a group of people, including men and women in formal attire, standing together outdoors. The photo is framed in an oval shape.

——京都市で行われた安全懇談会の服装審査——

作業衣とともに、髪型にも大きな関心が向けられ、特に整髪についての講習と実地指導が持たれたところもありました。環境にふさわしい髪、作業の邪魔にならない髪、短い時間で美しく整える方法、髪を何時も生々として保つ手入の仕方等、果職業補導所美容講師から手をとって指導をうけ、皆大喜びでした。講師は講演を次のように結ばれました。

「さっぱり整えた職場にふさわしいヘアが貴女を最も美しく見せます。頭が重いと仕事に失敗が多く、思わぬケガをしたり、お仕事のでき栄えもばつとします。又ブラッシングは髪の手やをますだけでなく、頭の疲れを治し、お仕事のブラスになることもお忘れなく。

る、自分に似合わないものは絶対に身につけたがらない、あまりにもおしやれ第一すぎはしないか、安全への関心がなさすぎはしないかと批判されます。それについて、ある安全管理者は、職種によっては、労働の十分に尊重されていない傾向がまだ残っているが、それが婦人の場合なお強く、本人も自分の仕事に誇を持てずにいることがその一つの理由ではないかと指摘しています。そこで、あらゆる分野において婦人の労働が尊重される。そうした雰囲気の中で婦人の作業衣が育つてゆくならば、どんな悩みもやがて解消するだろうと見るのはあまりにも簡単でしょうか。ともあれ、この度のコンクリールやシロウでは、多くの職場や家庭の

...the fact that the *Journal of Management Studies* is a leading journal in the field of management studies, and that the *Journal of Management Studies* is a leading journal in the field of management studies.

また婦人の場合、特に問題とされている作業帽をとりあげて、「三角巾のかぶり方コンクール」というのを行つた工場があります。これは工場の各職場から十六人の選手が演壇にのぼつて、自分達の考へ出したかぶり方を、皆の前で実演してみせるという競技でした。一体に婦人には髪のを機械に捲込まれて起す災害

る人達の選択に委せて遂に成功したといふ経験をしみじみ語られたほです。これなどは大工場にして始めてなした特異な例かも知れませんが、この「かぶり方コンクール」についても、現地の婦人少年室はこんな報告を寄せています。

「会社支給のはな色三角巾で、思い思いの秘術をこらしたかぶり方には、審査員

「年をとったがけにこんな髪はできない」という観念も捨てましょう。働く婦人は年齢を考えないことが大切です。自由な気持ちで季節の髪の変化をゆくのも楽しいものです。こうして一人々々が職場に美しい雰囲気をつくることに努めるなら、美しいみやや動作が、ひとりでは貴女のものになるでしょう。」

が作業衣に関心と熱意をよせていられることを知ることができました。このような方々の手によつて、美しく、働きよく、働く婦人の誇りを盛り込んだ作業服装が生まれてゆくことを期待してよいのではないのでしょうか。



現在用いている作業服を方々の工場から持ちよつてシヨウが聞かれました。作業帽や履物のこととて頭を痛める安全管理者の方々が「よその工場では一体どんなものを使っているのだらう」とおつしやる言葉をよく耳にします。中にはわざわざよその工場へ見学に行つたという熱心な管理者の例もいくつか聞いています。こうして一堂に集つて、実物を見比べながら、日頃の経験談、苦心談を發表しあふ機会が、同時にいくつかの地方で持たれたのも、決して偶然ではないでしょう。

A black and white photograph of a group of people, including men and women in formal attire, standing together outdoors. The photo is framed in an oval shape.

——京都市で行われた安全懇談会の服装審査——

作業衣とともに、髪型にも大きな関心が向けられ、特に整髪についての講習と実地指導が持たれたところもありました。環境にふさわしい髪、作業の邪魔にならない髪、短い時間で美しく整える方法、髪を何時も生々と保つ手入の仕方等、果職業補導所美容講師から手をとって指導をうけ、皆大喜びでした。講師は講演を次のように結ばれました。

「さっぱり整えた職場にふさわしいヘア―が貴女を最も美しく見せます。頭が重いと仕事に失敗が多く、思わぬケガをしたり、お仕事のでき栄えもばつとしません。又ブラッシングは髪の手やをますだけでなく、頭の疲れを治し、お仕事のブラスになることもお忘れなく。

る、自分に似合わないものは絶対に身につけたがらない、あまりにもおしやれ第一すぎはしないか、安全への関心がなさすぎはしないかと批判されます。それについて、ある安全管理者は、職種によっては、労働の十分に尊重されていない傾向がまだ残っているが、それが婦人の場合なお強く、本人も自分の仕事に誇を持てずにいることがその一つの理由ではないかと指摘しています。そこで、あらゆる分野において婦人の労働が尊重される。そうした雰囲気の中で婦人の作業衣が育つてゆくならば、どんな悩みもやがて解消するだろうと見るのはあまりにも簡単でしょうか。ともあれ、この度のコンクリールやシロウでは、多くの職場や家庭の

[illegible]

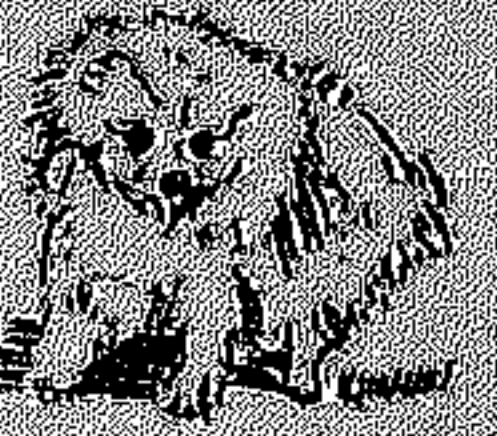
また婦人の場合、特に問題とされている作業帽をとりあげて、「三角巾のかぶり方コンクール」というのを行つた工場があります。これは工場の各職場から十六人の選手が演壇にのぼつて、自分達の考へ出したかぶり方を、皆の前で実演してみせるという競技でした。一体に婦人

る人達の選択に委せて遂に成功したといふ経験をしみじみ語られたほです。これなどは大工場にして始めてなした特異な例かも知れませんが、この「かぶり方コンクール」についても、現地の婦人少年室はこんな報告を寄せています。

「会社支給のはな色三角巾で、思い思いの秘術をこらしたかぶり方には、審査員

「いう觀念も捨てましょう。働く婦人は年齢を考えないことが大切です。自由な氣持で季節の髪の変化をゆくのも楽しいものです。こうして一人々々が職場に美しい雰圍氣をつくることに努めるなら、美しいみや動作が、ひとりでは貴女のものになるでしょう。」

が作業衣に関心と熱意をよせていられることを知ることができました。このような方々の手によつて、美しく、働きよく、働く婦人の誇りを盛り込んだ作業服装が生まれてゆくことを期待してよいのではないのでしょうか。



徳島県のモデル工場について

馬島 三千代

婦人と年少者

本県女子勤労者数の現在は一萬四千八百六十四人である。不況のしわざせは、中小企業を主体に働く地方経済に敏感に響いて、女子勤労者の数も不安定な線を出る一方である。この前まで出てきていた一、三十人使用の工場の女子工員が、次の会合には一人も出席しない。どうした事かと調べてみると工場閉鎖と共に女子工員の姿も消えてしまっている。最近の事業閉鎖の仕方は急である。また一頃の操縦関係から紛議、製糸の女子にも不安がつきまとい、用も出さず、ひっそりと居るのを精一杯、堂々と仕事に打ち込む姿は緊張そのものである。県外の職場も閉じられてきた。小都市の女子勤労者は現在の職場を離れることは、将来の夢を捨てる毎日を送ることになるのである。

毎年繰返される職業意識向上運動がどの程度迄に自主的に効果を挙げ得て勤労婦人の地位の確保の裏付けになっているのであるかと、憂色が漂っているのも見逃がせない事実なのである。本年もまたこの運動が積極的に行われることになつて、本県も職業安定課と共に運動

祖谷山岳地帯を背景にした地区の不足袋工場、一倉を改造した工場は、施設は、勿論充分ではない。然し事業主の熱心さは、狭い工場内に図書室を設けることと提案までする程に可憐な女子年少者の数を多くまじえた工員の討議は真面目そのものであったのである。永年勤続の婦人は求めて得られないと諦めていた状況が変化することを知つて、おすおすと口を開くのも、この運動の影響が身にみてきた結果ではなからうか。

来年度までのモデル工場となつた小さい足袋工場の女子従業員は、自分達自身で環境を整備して働き易い職場にしようといふ合意がなつていた。予定は次々に実行されていつて、職業安定課から指導員の方の

視覚による指導は一層の効果を挙げて、態度、或るいは協力等、初めてみる女子勤労者の知識は正しい方向に向けられていくことが知られるのである。ともすると来道・華道・料理講習が中心になつていく最近の労組教育活動が本然の姿につき当つた感を抱かせられたのである。

最後のモデル工場は徳島市内N製糸工場なのである。職業安定課長の講演、職業安定課指導員による視覚指導にともなつて、懇談に入つた。このN工場は当室長が行事を行う直前労基法違反で摘発されたのである。三百名の女子従業員を中心に懇談は繰りひろげられたが、外部の者と余り接触する機会を持たなかつた女子達は、口を開くことに戸惑つていたのである。事業主も送検を前にして同席を

模範工場に指定されて今後一年間、彼女達は自主的に時をもつて充足していこうとしている。環境改善に、労働条件改善に、勤労のよさを真に味合つたために、そして個人の完成を願つて、喜々として働いている。行手は決して楽観すべき事態ではないが、労使共に真面目に歩む姿には、関係者は熱心な協力を一層続けていく事を話合つていく。特に本県職業安定課長辻氏が第一線にたれて意識向上のために、当室と共に使用者に、学校担当教育に、婦人団体に、労組に呼びかけて、活動を積極的に行つて効果を挙げたことは、勤労婦人を代表して感謝するとあるのである。

(徳島県人少年室長)



神奈川の中央大会

神奈川婦人少年室

働く年少者の保護運動の報告

十月二十五日横浜市伊勢佐木町のオクタゴン劇場で第八回働く年少者保護運動の中央大会が運動初日の幕をあけた。この日午前十時半には既に神奈川労働基準局・神奈川県・横浜市教育局委員会等共催の係員、そして特に奉仕を申し出て下さつた日本鋼管川崎製鉄所のボーイスカウト三十六名が受付に接待に役立

がするものでしょうか」というように労働基準法中のとくに年少者として知つておきたい問題が出た。しかし残念ながら回答者は正解を得られなかつたが、年少者であるチャボ博士が正解を出したので、会場よりワッという歓声が上がり、拍手に続く拍手に時間を忘れさせた。和気あいあいのうちにステージは談話室へと変わり、ゲストの藤田婦人少年局長が保護運動の意義について真心の溢れた話をされた時、会場の年少者はそのたびにコクッと首を下げ合図を打つ。最後に今年度の年少者の生活記録発表作品の中から年少者の二つの作文(詩)「私はこんな仕事場が欲しい」「父よ母よ」が読まれた。いよいよ三時十分、デイズニー作シンドレラ姫の上映。参加者には一人の退場もなく目頭の労苦も忘れ果て、このひとときを浸っている。

保護運動への反省

東京婦人少年室長 高崎 節子

過去何回かにわたつて、集いや大会をやつたけれども、来る年も来る年も悔いが私の心に尾をひくのであつた。座席のまん中がぼつかりあいてるみたいなのがある。この集いに、この大会に参加できない少年や少女の影が、出席している少年の後に見えるみたいなのがある。去年、夜間中学の年少少女にあつた。屋間どんなに辛く苦しい仕事をさせられても、負いいために思わぬいさげすみの言葉をうけても、がまんしてじつと目をつぶると、夜の学校とお友達顔がうかぶ

のです。私たちの唯一の喜びと救いは二時間の夜の中学の生活です。一人の少女のこの言葉、そして多くの少年少女もみなこの言葉なのである。どんなに会に場あふれるばかりに盛大な集いであっても、ぼつかり空席があるのである。その空席を誰かが埋めてくれないといけない。又埋めなくてはならない。それはこのような運命の谷間の、そのまた隅かげのこの少年少女たちなのである。第八回の保護運動の一つのプランはこの時秋の胸の中で定まった。一年間の底深く暖めながら、私はまるでバンドラをばかりと夜間中学の少年少女達の前で開けるような、そしてその時の喜びを胸にえがきながら、少しづつ準備をした。

夜の年少者の集い、それも、夜間中学の生徒、住み込みの少年少女、紡績の寄宿舎の女の子たち。夜間中学は授業を中止して、給食の夜食のパンを先生がかかえての参加なのである。会場の入口で先生が出欠をとっていられるのである。少年が乗って来た自転車は数十台もあつた。会場はあふれてしまひそうである。若き日幸あり、望みはあつた。歓喜にあふれて、すずまん我等、希望は果なし、四海の限り、輝くゆくは我等を得て、心は心と結びて強く、歓喜にあふれて、すずまん我等、若き生命はほのほの燃ゆる、若しみもやがて花と咲くらん。

第九交響楽の有名なあの合唱である。

NHKの小倉さんに指導されて合唱する少年少女の美しさに私は涙をほとりと落とした。この歌を聞いたことに私は誇りと満足を感じたのである。美しい歌を合唱し美しい曲を聞きそして美しく高い音楽を少年少女に聞かせたい、少年の正しい夢をえがきたい、演劇を見せたい、この念願はこの集いにおいて大々実現できたのである。局長はある少年の詩を朗読して下さった。必死になつて、一言も聞きもらすまいと局長をみつめていた少女、うつむいて目をつぶつてじつと聞きつづける少年、この夜の集いに集つた少年少女、特に谷間の陽かげとまたとえたい夜間中学の生徒達は、心の中に石ぶみとして、この夜の集いの思い出をささみつけたことであらうと私は思つてゐる。

な江戸前職人気質そのまゝの近代的使用者の姿と彼等の基準法への不満など、多くの収穫を得た。問題の新聞配達少年については、NHKと協力して婦人の時間少年の姿をうきほりにして全国に放送することができた。一方販売店主ばかりを集めて懇談する機会も持つこと

働く年少者は働くことの喜びをもつ

群馬県人少年室

第八回働く年少者保護中央大会は十月二十九日、労働省・群馬県・群馬県教育委員会・前橋市の主催のもとに関係団体多数の後援を得て前橋市群馬会館大ホールで盛大に開催された。

秋晴れに恵まれたこの日、二千余名の働く年少者が各地から参集した。労働省の竹内内務少労働課長の「開会のことば」で大会は開かれた。つづいて労働大臣代理佐々木労働政務次官の祝辞、群馬県知事・前橋市長の挨拶について、労働省で行われた「働く年少者作文入選者の発表」と次の人々に賞状授与が行われた。

中島文義 群馬県太田市末広町
篠崎 徹 埼玉東入間郡
星 伸具 埼玉東浦和市北浦和
田島富江 埼玉東北足立郡
中川トク 千葉東市川市鬼面町
橋本多賀子 茨城県

つづいて、佐間田群馬労働基盤局長・東田群馬人少年室長より、県内の優良

年少労働者二十三名、並びに、優良事業場に表彰状が授与された。

「働く年少者は働くことに喜びをもつ」
「明るい職場環境と作業条件、正しい配量と教育訓練、楽しい職場雰囲気」
場内に大書されたスローガンに、働く年少者達は心を動かされる。年少者達の「声」が四名の代表者によって朗読された。

次に「激励のことば」が使用者労働主婦の立場から贈られた。

使用者の立場から
（群馬県労働局長 新屋文雄氏）
「仕事に対しては工夫と判断と責任をもち、人としては心に暖かい人間愛を燃やそう」
さらに労働組合の立場から
（群馬県労働組合 世原正良氏）
「働くものを一つにつなぐ組合の力によつて、不平不満のない楽しい職場を作りましょう」

家庭の主婦の立場から

（白根山 藤田あづさ氏）

「山間の僻地には、恵まれない条件で働く皆様方の仲間が、たくさんいます。どうか、希望と勇気をもつて前進して下さい」

やがて富士自動車工業労働組合のみなで、バンドから楽しい屋のひとときが流れて、年少者達は、明るい元氣な顔に、パンを頬ばつた。

中央大会開催赤裸々の記

山口婦人少年室 山下澄子

地方で中央大会を開催することの困難さは、困難というよりも、恵まれない条件で働くものであるが、さて無事終了してみれば、この額面の反対給付の大きいことはまた格別である。婦人少年室はがぜんスパートを浴びて、県政の、特に婦人少年行政の重要官庁としての大義名分が明らかにになり、身上相談、申告、関係官民機関や団体からの連絡、協力方依頼等に、活況を呈している。

私は中央大会を開催したことの故に、大きな感謝の念にあふれ、勇気と自信百倍の力を与えられて、文字通り職業意識に燃えたと走りまわつて動いている。価値が正しく評価され、その存在が感謝され喜ばれているというところを、大会当日の少年少女の哀しいほどの素朴な感激

年俵の部分は、まず藤田婦人少年局長の「働くことの喜び」と題する講演に始まり、そのあと、アトラクションとして劇団ボロボロによる「次郎栄山子」一幕が上演され、婦人少年室長の「開会のことば」でこの感激深い大会は閉じられた。

希望と興奮の交さくするたぐさの表情が今日の最後のプログラム、博覧会見学に、薄赤い秋の斜陽を浴びて、あとからあとから河のように流れていった。

かつたことに、また快足した時に婦人少年の並みならぬ困難との闘いが開始されたのである。

予算を思い、とほしい旅費を思い身をけずられる思いでありながらも鈴木室長と打合せのため、また岩国市との打合せのため私は幾度となく岩国山間を往復した。またなじみ深い岩国山間を訪れる事業場ばかりであつたが山口県中、しらみつぶしにかけまわつて年少者の動員と協力を依頼した。自分の足で、ともかく足まめに事業場をお訪ねすること、室長自身身当りで、謙虚に、たんねんな訪問をする。こと以外には考えられないし、事実私はそう信じて、何となく「室長さん」にいらしていただいた以上とを遠く岩国市であつても子供を出します。協力します。事業場のこの好意は、一片のガリガリの依頼状では得られないものではな。熱意と誠意は人を動かすということとを私は今回ほど深く身にしみて感じたことはない。

指定された列車の指定された箱に、或るいは協働員の方に、使用者の方に、監督の方に引率されて、下関を第一陣として山陽線の各駅から観衆と年少少女は乗り込んだ。まるで一列車修学旅行みたいなのである。岩国駅で出迎えた私の胸は感激で一杯であつた。千人もの年少少女が面から南から北から、そして地もと岩国市から集つたのであつた。ただ、意味もなく笑うだけのレクリエーションで

地方で中央大会を開催することの困難さは、困難というよりも、恵まれない条件で働くものであるが、さて無事終了してみれば、この額面の反対給付の大きいことはまた格別である。婦人少年室はがぜんスパートを浴びて、県政の、特に婦人少年行政の重要官庁としての大義名分が明らかにになり、身上相談、申告、関係官民機関や団体からの連絡、協力方依頼等に、活況を呈している。

私は中央大会を開催したことの故に、大きな感謝の念にあふれ、勇気と自信百倍の力を与えられて、文字通り職業意識に燃えたと走りまわつて動いている。価値が正しく評価され、その存在が感謝され喜ばれているというところを、大会当日の少年少女の哀しいほどの素朴な感激

あつてはならない。清潔で、美しい夢を年少少女に持たせるもの、私はこうしたいをこめて今日のプログラムを組んだのであつた。

多岐の方々の御好意と御理解と御援助御協力によつて大会は盛大に開催され、喜びと感謝のうちに無事終了したのである。千人の子供達の胸の底に、婦人少年局長と婦人少年室、藤田局長と、そしておがましいことではあるが室長のイメージはしっかりとほりこまれたのである。協働員の方々の存在も子供たちは知つたのである。大会を開催したが故にかけ離れた婦人少年室は子供達の希望の星となつたのである。

なお当日のプログラムは次のようであつた。

午前 九時半～十二時
一、開会のことば 山口婦人少年室長
二、あいさつ 山口県知事
三、おはなし 山口県労働局長
四、表 演 山口県労働局長
五、感謝のことば 山口県労働局長
六、コーラス 山口県労働局長
七、休憩（昼食）
午後 二時～四時
八、映画「われらに希望を」 山口県労働局長
九、閉会のことば 岩国市教育長

十一月の婦人界の動き

東京都神田橋安が女子専門の職
安、飯田橋橋安が男子専門の職安とし
て発足した。神田橋安には第一日
の午前十一時までにふだんの倍もの六
百五十人の求職者が押し寄せた。
「日」十日 憲法擁護国民連合では「憲
法擁護同盟」として改正反対運動をお
こなった。また二日には現行憲法擁護
の立場を明かにするため、院内で左右
両派、労働、三党で合同会議を開き、
共同声明を決めると共に、同連合の理
論委員会がまとめた「憲法改正反対の
論点」を発表した。
二日 満中の中パンデット夫人はイン
ド大使館に各界を代表する日本婦人四
十五名を招き懇談を行った。
二三日 国際民主婦人連盟執行委員会
会議がベルリンでひらかれ、戦争から
子供を守るための「世界母の大会」を提
案する声明が発表された。この会議
には高田なお子氏が出席した。
四日 日赤主催の中国紅十字会代表団款
迎大会が、東京神田の共立講堂で開か
れ、留守家族、婦人団体、労
働組合等約二千六百人が参加した。
五日 大学卒業者の就職問題が深刻化し
つつある事態を憂慮した労働省では、
その対策案をねらっていたが、その大綱
が本日「新報」に発表された。この大綱
は「新報」に発表された。この大綱
は「新報」に発表された。この大綱

の内容は民間の協力態勢の確立、雇用
の拡大達成、臨時雇用に対する助成、
女性の職場進出に対する自励等からな
っているが、そのうち「生活の安定し
た女性に職場進出を自励せよ」とい
う方針は「婦人の地位向上をはげむも
の」として婦人少年局などから反対意
見が出され、要綱ではこの問題にふれ
ず、雇用全般の問題として再検討され
ることになった。
七日 国慶節に招かれた日本婦人代表団
の報告会が、代表派遣各婦人団体共催
で、東京教育会館講堂で開かれた。
九日 社会福祉事業大会が日比谷
公会堂で開かれた。
十一日 観望主催、特許行、婦人
経済連盟後援「生活を豊かにする第四
回女性発展展」が東京新宿伊勢丹で開
かれ、全国からの応募点数二百六十二
点から選ばれた作品が発表された。審
査員は、日本女子大学教授奥田富子、N
HK婦人課長江上フジ、農林省生活改
善課長山本松代、医博山本杉の四氏。
十日 丸岡秀子氏、平塚らいてう氏、相
馬光氏など六人の婦人代表は、李徳
全女史をかこんで、東京神田の如水会
館で日中両国の婦人問題を懇談した。
十日 婦人連主催の日中両国親善婦人晩
さん会が如水会館で開かれ、婦人界の
代表二百名が参加し、李徳全女史は日
本婦人との交歓に一夜をすごした。
十二日 労働省では省議で、家内職業相

談所の設置と、片親のない子や孤児の
就職の対策をきめた。これによると内
職を求める人の手づかるとして、さし当
り東京三ヶ所をはじめ全国七大都市に
十相談所を設置、来春早々から開所す
るよう予算要求を行うこととなった。
孤児と片親のない子の就職について
は、労働省が身元保証をしてやり、そ
の手が就職後一年以内に事故を起した
場合は、共同募金その他の寄付金で損
害を償うよう厚生省に頼むことになつ
ており、補遺所などへの優先入所をは
かり、就職に差別のない扱いをしないよ
う求人先によびかけることとなった。
十二日 全国社会福祉協議会、全国赤
人協会主催の第三回全国女子福祉大会
が、母子福祉総合法の制定が、未亡
人に就職金のスローガンに掲げ、全
国赤十字の代表約七百人参加のもとに
東京虎ノ門共済会館で開かれた。其業
厚生、小坂労働大臣、衆参両院厚生
委員長の祝辞について討論に入り、母
子福祉資金の貸付、住宅、医療、税金、
職業などについて要望が出された。
十三日 婦人権擁護同盟、婦人法律家
協会、主婦連地婦連、国鉄、専売など
二十二団体参加の家族制度復活反対連
絡協議会では、東京千代田区永田町小
学校講堂で、約二千名の婦人集合の
とに「家族制度復活反対討論大会」
を開いた。婦人権擁護同盟会長斎藤き
え女史のあいさつ、山川房枝、平林た

い子安史らの激励メッセージのあと議
事に移り、婦人や子供の権利を守るた
めに、憲法改正による家族制度の復活
絶対反対を決議した。
十三日 自由党政綱の文教部会で、文
教新政策大綱を決定した。それには道
徳心の高揚、大学、高校制度の改善、
科学技術の振興、学校給食の充実など
をあげているが、とくに高校制度につ
いては学区制、男女共学制の廃止を提
議しようとしている。
十四日 青年赤十字全国大会が
各府県小、中、高の青年赤十字団代
表約三〇〇名参加のもと日赤本社で盛
大に開かれた。
十五日 厚生省統計調査部では「第九回
生命表」を発表した。この生命表によ
ると男性平均寿命は五十九年四か月、
女性は六十二年九か月で、第八回のも
の比べて男女とも一年に九か月づつ
寿命が伸びており、外国と比べても金
く驚異的なことで、同省では新案の発
見がその大きな原因だとみている。
二十一日 東京教育会館で第二
回「子どもを守る文化会議」が日本子
供を守る会主催で行われた。日教組、
日本文学協会など十八団体有志約三百
名が出席「子供の文化を高めるため
に」「子供の環境をよくするために」
「子どもを育てるために」の三分科
会に分れて協議したが、特に「子ども
会」や「教育環境」に協議が集中した。

ダンサーの労働組合結成について

現在松山には十一軒のキャバレーがあ
つて、約三百名のダンサーが働いてい
る。本年九月に入つて、このうち二軒に労
働組合が結成された。

提訴を行い、その決定を待たず、組合へ
組合の不存在を理由に「要求を否定」す
る通告した。

発するかに重点を置き、次の事項が確認
されました。

一つは「ハリウッド」のダンサー、パ
ンマン・ボーイ等約三十人が、
エス力行は一切排除せよ。
二、チップだけの生活は不安だから、男
子月二千円、女子月千五百円の固定
給を支給せよ。
三、自分の意志でやめた時の「三か月不
採用」という業者協同組合（四月に
結成）協定を破棄せよ。
四、客が代金を払わなかった時、指命さ
れた者が弁償せず、経営者の負担に
せよ。
等の要求をして、二以外は大抵認められ、
その後ダンサーの勤務態度もガラリとよ
くなったという。

その他数項目を掲げて要求したところ
が経営者は、組織をクラブに切替えるとい
う理由で直ちに事実上の解雇通告をし
たので、組合員は地味加盟団体の支援を
うけて同店前にビケを張り、新規採用者
約二十四名の入店を拒否した。

また有志ダンサー（非組合員）の間で、
クラブ内の空気をなごやかにするという
目的で「星のつどい」を結成、これに三
十九名参加、「組合員は参加させない」と
いう態度に出た。

一、生活をまもる運動（第一分科会）
△賃上げ闘争を起す
△越年、夏季手当をもらう
△結婚資金の獲得をはかる
△退職金の獲得をはかる
△住宅対策を進める
△結婚対策を進める
二、権利をまもる運動（第二分科会）
△労働強化に反対する
△一方的おしつけ人事に反対し、われ
われの立場から生保事業のあり方を
検討する

この争議の結果は、組合のビケとデモ
に近所の料理飲食店等から苦情が出た
り、キャバレー出資者の説得もあり、使
用者は我を折り、全員採用、労働基準法
の線で労働条件を作ると確約し一応解決
した。

この争議の結果は、組合のビケとデモ
に近所の料理飲食店等から苦情が出た
り、キャバレー出資者の説得もあり、使
用者は我を折り、全員採用、労働基準法
の線で労働条件を作ると確約し一応解決
した。

組合員も今では二十三名となり、彼女
等はこの争議で新しい労働意欲はもつ
て来たが、今後の活動には、多くの困難
があることはまぬかれぬい。

△労働強化に反対する
△一方的おしつけ人事に反対し、われ
われの立場から生保事業のあり方を
検討する

青婦人部合同定期大会

全生保青婦人部合同定期大会が、国鉄
労働会館講堂において、十月十六日代議
員二〇〇名が出席のもとに開かれまし
た。大会に先立ち、

一、営業時間を夜六時半から十二時まで
と決めて厳守すること。
二、指名料は一人百円から五十円に引下
げ全額ダンサーの収入とする。
三、客の要求する真価マッチの代金は今
後経営者の負担とする。
四、売掛金のうち、経営者が集金した分
でもサービスマンに支払う

十月に入り、組合では再度要求書を提
出したが、使用者は十月二十九日松山地
裁へ「組合不存在と協定無効確認」の

十月七日 第一分科会
生活をまもる運動
十月六日 第二分科会
権利をまもる運動
十月五日 第三分科会
組織を強める運動

△各専門班活動を各単組（職場）との
結びつきの上にその活動化をはかる
△未組職単組の組織化をはかる
△地方支部組織の連携強化
△他単組との連携を密にする

第二回青年婦人代表者会議

第二回青年婦人代表者会議は、九月二
十七、八の両日、東京芝公会堂で開かれ
ました。全国からの代表者は、婦人部、

十月に入り、組合では再度要求書を提
出したが、使用者は十月二十九日松山地
裁へ「組合不存在と協定無効確認」の

十月七日 第一分科会
生活をまもる運動
十月六日 第二分科会
権利をまもる運動
十月五日 第三分科会
組織を強める運動

△各専門班活動を各単組（職場）との
結びつきの上にその活動化をはかる
△未組職単組の組織化をはかる
△地方支部組織の連携強化
△他単組との連携を密にする

協働員の感想

――協働員としての感想――
保護中央大会に参加して――

十一月四、五の二日間帯人出園工場で開催された協働員少年座談会並びに第八回協働員少年座談会中央大会に協働員の一人として出席する機会を与えられ、この運動についての認識を新たにするのと同時に、僅か二日間でしたが、働く年少者たちと起居を共にし、いろいろ教えられるところがあり、また協働員相互の親睦を計る機会を得て、本心に意義深く思いました。また、座談会で働く年少者の体験談や意見、感想などを伺い、深い感銘をうけました。会場が広すぎたため、きこえにくかったのは残念でした。欲を云えばもっと自由な気持ちで語りあえたなら、もっと効果的ではなかったかと思ひました。(山口県協働員 河原光儀)

年少者

五日の大会は全休を通して若々しい感で終結しました。あの会場に大人は入り場してはいけなかったのでしょうか。昼食のこともあるとは思いますが、世の大人たちも働く年少者保護のために大いに関心を持っていただくために、何人かは出席して仲間に入ってもらった方がよかったのではないのでしょうか。米賃の値上がりで年少のお世話をしている親は、いざいざ思いますが、年少者たちはもう母の懐のくまがたつたと思ひます。藤田局長のお話中に眠るような温かさを覚えたことでも年少者によく理解されたと思ひます。よう。(下関市協働員 満成智納)

予算の少ない地方機関に無理をお願いはもたせませんが、監督署を中心に、せめて年一回でも年少協働員のための会が持てたらと思ひました。二日間を通じて痛切に感じたことは、予算の裏付けが乏しいということです。寄附でなしに自力で年少者を励め励ましてあげたいと思ひました。(山口県協働員 中村幸枝)

約六〇名の青年部二二三名がオザサバを合め三〇〇名近くが参加し、盛大にひらかれました。

第一日目婦人分科会は、日教組山本議長、長谷川議長、国鉄丸沼婦人部長、これら活動のすそめ方と、「冒険」に討議資料「婦人労働者の現状と闘いの進め方」について説明があり、全般的な質疑から討論に入り、冒険、労働強化、組織問題など、婦人労働者のなやみが重点的にとりあげられました。

A 同僚間の協力態勢ができていない
B 婦人自身の反省が必要
C 不良職員というところで行われる冒険について、不良のラインをどう考えるべきか
D 母体保護にたいする理解をふかめることが必要
E 組織強化について
F 教育、文化活動について
G 戦線の統一について
討論がすすめられました。

第二日目は各分科会の報告の後、秋分闘争方針について、総評高野事務局長の挨拶があり、午後に入り基本方針と闘いのすそめ方について、(1)職場の闘いをどうすすめるか、(2)地域の闘いをどうすすめるか、(3)組織の強化と戦線の統一について、に討論をし、活発な論議がかわされ、次のように集約されました。

1. 世帯活動を進めたい
2. 教育活動を有効に行います
3. 宣伝活動を活発にします

4. 調査活動を徹底します
5. あらゆる文化サークルを育成強化し、ましよう
6. 組織の強化と戦線の統一
これら活動のすそめ方と、「冒険」に討議資料「婦人労働者の現状と闘いの進め方」について説明があり、全般的な質疑から討論に入り、冒険、労働強化、組織問題など、婦人労働者のなやみが重点的にとりあげられました。

――バス車の車掌さんの調査――
が行われました――
婦人少年局では、今まで、婦人が多く雇われている各種の産業について、働く婦人の実態を調査して、働く婦人を保護するための対策を立てる参考として求まりましたが、昭和二十九年十二月には、乗合自動車に働く女子従業員の実情を調査しました。

乗合自動車(バス)の車掌の仕事は、既に三十年以上の歴史をもつ、今では日本全国にその姿を見ないところがない一般的な婦人の職業の一つになっています。然し、これらの車掌をはじめ、乗合自動車に働く女子従業員についての総合的な調査はまだ充分行われていないので、今度婦人少年局の調査が行われることになったわけですが、調査されたのは、全国の乗合自動車に働く女子従業員の中から、任意抽出によって抽出された公営バス、五七営業所と、そこに働く女子従業員四千八人余りで、調査の範囲は全国二十三都道府県に及んでいます。

婦人少年局ニュース

○婦人労働課長補佐大羽綾子氏渡米

婦人少年行政に関する調査並びに資料蒐集のため、十一月七日羽田空港より約三か月の予定で渡米した。

○神奈川県労働婦人会館開かる

川崎に建設中であつた「働く婦人の家」は神奈川労働婦人会館として発足し、十二月三日に開館式を行つた。労働省から斎藤次官、藤田婦人少年局長も列席し、祝辞をのべた。

○福岡県「働く婦人の家」 十二月二十五日開館式を行ひ、労働省から大臣の祝辞を送つた。

○家族問題についての講演会開催

十一月二十二日、若狭会館において、久米愛子、富田展子の両氏を講師として開催された。婦人団体、労働者、教師、学生その他一般多数が出席し、講演後熱心な懇談会が開かれた。

○神奈川市子氏を囲む会 十一月二十六日、婦人少年局資料室で神奈川市子氏より中共の視察談をきく会が開催された。

○ミス・ヤンセン懇談会 十一月二十六日午後一時半から婦人少年局長室で、ノールウェーのイヴニング・ポスト紙の特派記者ミス・ヤンセンと有識婦人との懇談会がひらかれた。出席者は白石つぎ久米愛、丸沢美千代、山本杉氏の諸氏と婦人少年局関係者であつた。

○ミス・ハリソン、ラング夫人懇談会

十一月八日午後二時から、アメリカのコネチカット州民間婦人団体の前サビス部長であつたミス・ハリソンと、同僚者のケンタッキー州ルイビル市住宅委員会議長ラング夫人と婦人有識者との懇談会が婦人少年局で開かれた。出席者は上代たの、野村かつ子、久米愛の諸氏及び婦人少年局関係者であつた。

――こちらになりましたか――

○非工業的職業に働く年少者の身体的適性について
(年少労働調査資料第三〇集)
○「親族法並びに相続法」検討に関する動きについて(婦人関係資料シリーズ 参考資料 No. 29)
○主婦のはたらきをたかめよう
(リーフレット No. 26)
○奄美大島の婦人・少年少女へ
(リーフレット No. 26)
○婦人少年局協働員命令書

大分 成田淑恵 (二九・十・一付)

福岡 服部しず子 (二九・十・一付)

鹿児島 平 妙子 (二九・十・一付)

林 テル子 (二九・十・一付)

山 タケ (二九・十・一付)

神奈川 折戸三三三 (二九・十・一付)

山口 沖井照子 (二九・十・一付)

○婦人少年局協働員退職者氏名

(十二月一日現在)

女子の就業者と完全失業者 (1954年8月)

産 業 別	女 子		男 子		計 数	就 業 率	前 年 同 月 比
	千人	人	千人	人	人	%	千人
総 数	16,870		28,840		45,710	41.4	+610
自 営 業 者	2,210		8,210		10,420	21.2	+160
家 族 従 業 者	10,250		4,370		14,620	70.1	+100
雇 用 者	4,110		10,820		14,930	27.6	+240
農 林 業	140		400		540	26.0	-50
漁 業 及 水 産 養 殖 業	10*		200		210	4.8	0
鉱 山 採 掘 業	50*		400		450	12.0	-10
建 設 業	180		1,050		1,230	14.7	+70
製 造 業	1,530		9,370		10,900	81.2	+80
卸 売 小 売 金 融 保 險 業 其 他 の 商 務	850		1,590		2,440	84.8	+110
公 務 員	220		1,450		1,670	19.4	+40
一 般 職 業	930		1,210		2,140	48.4	-20
サ ー ビ ス 業 務	200		1,120		1,320	15.0	+10
完 全 失 業 者	290		420		710	40.8	+110

(註) 1) * 印の数字は特に誤差率が高いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたもの。千位以下を四捨五入した結果であるから表中の数字は必ずしも一致しない。

婦人少年局 第三巻 第一号

昭和三十年一月一日 印刷
昭和三十年一月五日 発行

定価 六十円 千四百円

編纂人 久米愛子

発行人 平林たい子

印刷人 石井完一

発行所 婦人少年局

電話九の内 四七二五
電話口 東京二〇七九一四

本号四〇ページ

英

語

津田英語会

国電中央線千駄ヶ谷駅前

東京都渋谷区千駄ヶ谷1丁目562

大学受験各科

英・独・仏・スペイン・中国語

高田外語

国電山手線高田馬場駅前

東京都新宿区諏訪町243

昭和二十八年五月三十日第三種郵便物認可
昭和三十一年一月五日発行

婦人・青少年

(第三巻 第一号)

定価六〇円(送料四円)